

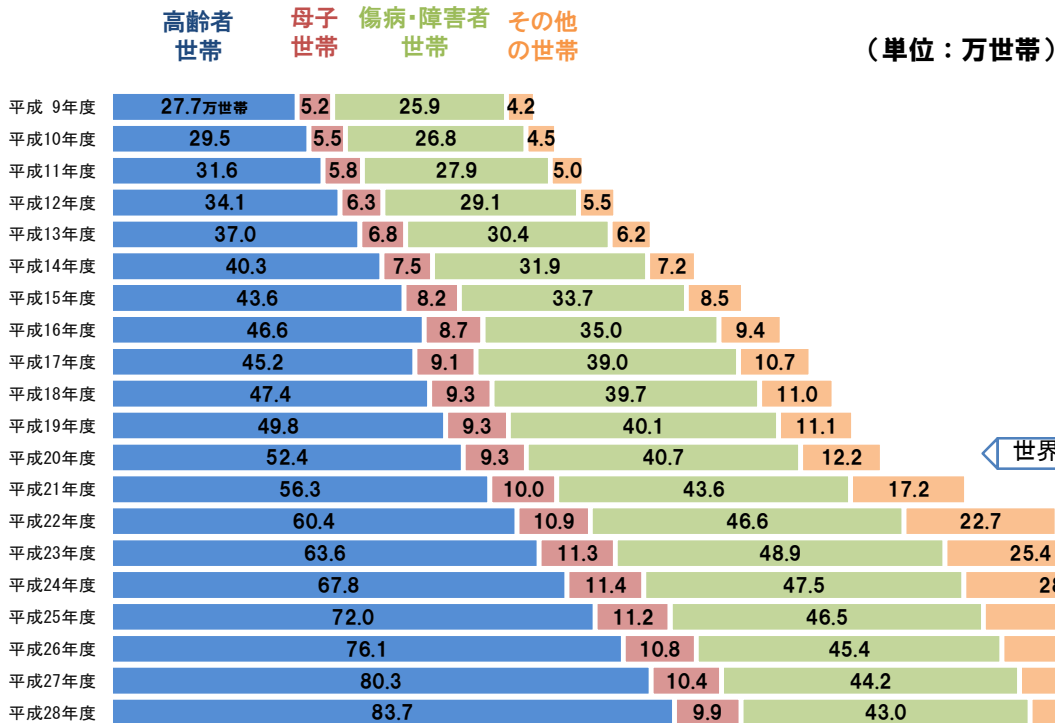
高齢者に対する支援のあり方について

1. 生活保護を受給する高齢者・ 高齢者世帯の分析

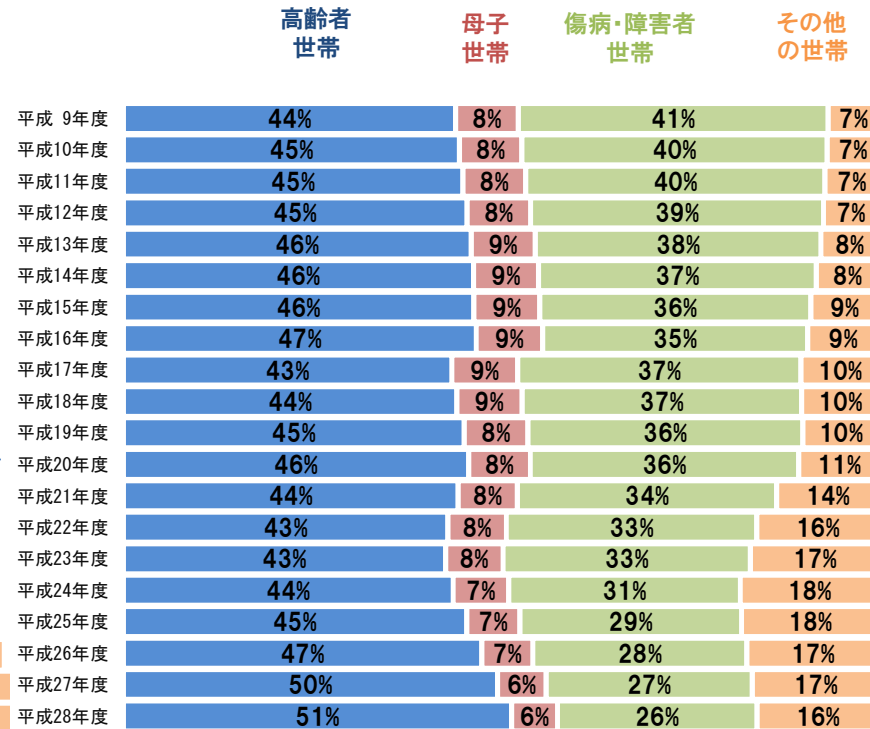
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく増加した。近年、景気回復等の影響により「高齢者世帯」以外の世帯は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



◀ 世界金融危機 ▶

【資料】平成23年度以前は福祉行政報告例、平成24年度以降は被保護者調査(平成28年度は速報値)

※高齢者世帯の90.7%が単身世帯(平成28年度(概数))。

注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

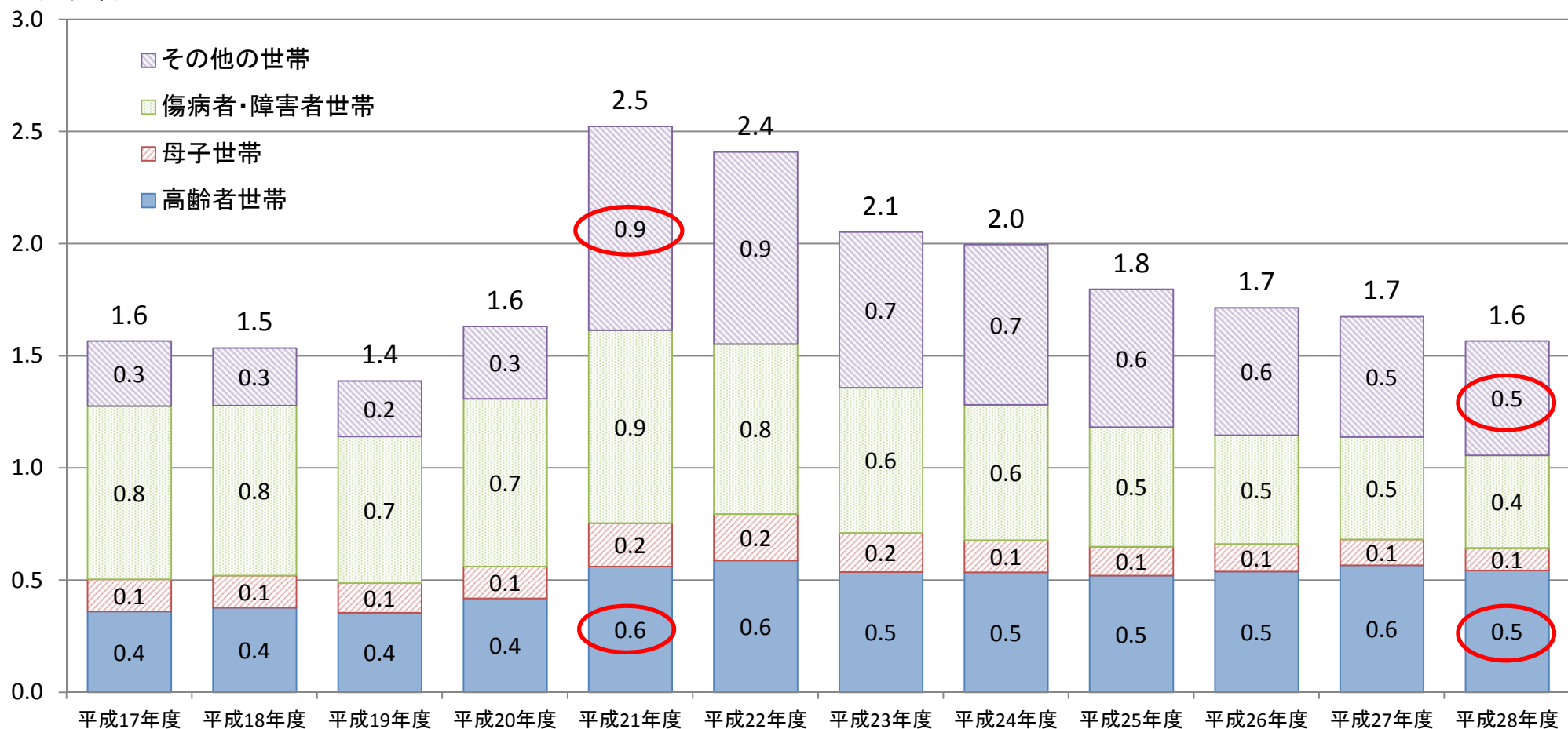
世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

世帯類型別 1か月当たり保護開始世帯数の年次推移

- 1か月当たりの保護開始世帯数の推移をみると、平成21年度に開始世帯数が急増したものの、近年は減少傾向となっており、平成28年度については平成20年度以前と同水準となっている。
- 近年は、「高齢者世帯」の開始世帯数が大きくは変化していないのに対し、「その他の世帯」の開始世帯が減少傾向にある。

(万世帯)



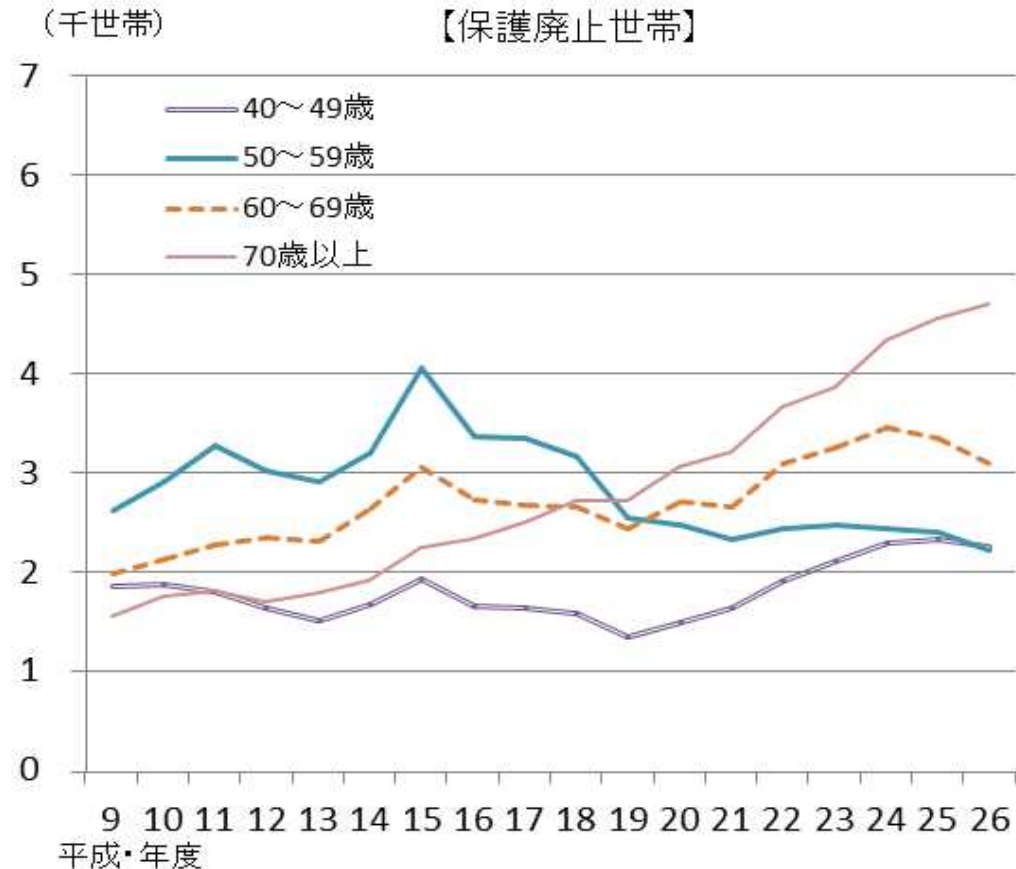
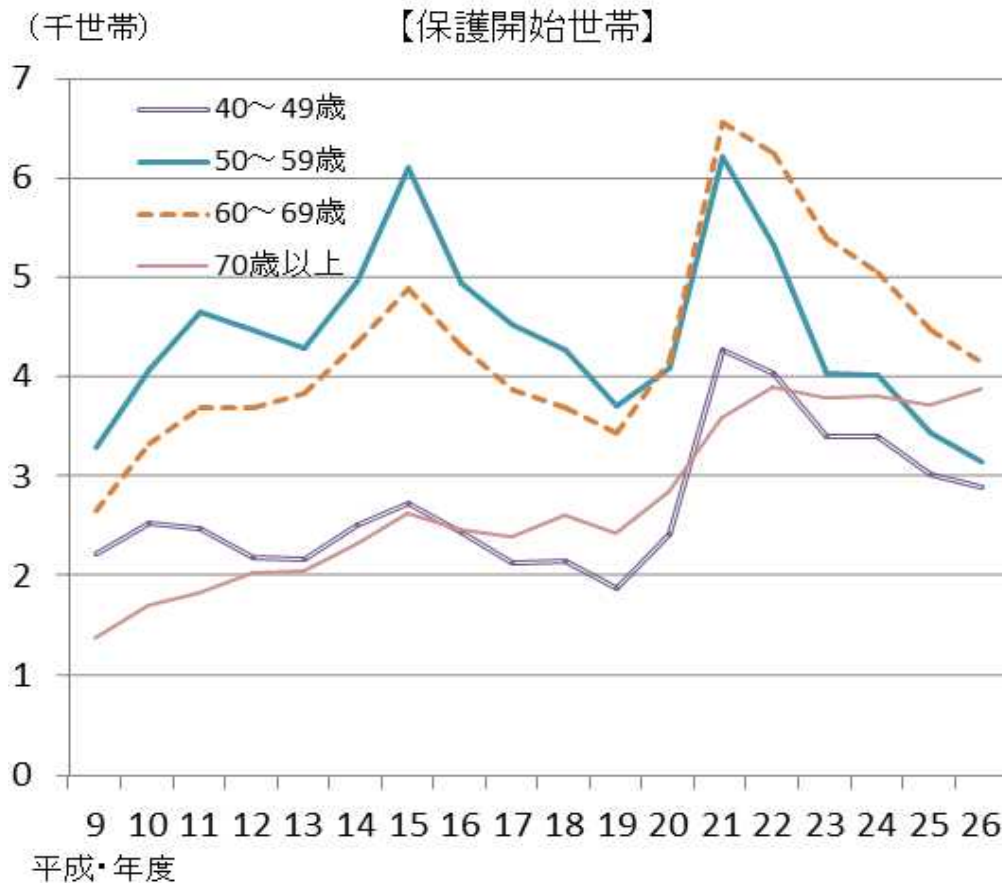
(注1) 平成23年度以前の数値は各年度9月の値、平成24年度以降は年度平均値である。

(注2) 平成28年度の値は平成28年4月～平成29年2月の平均値(概数)である

(資料) 被保護者調査(平成23年度以前は福祉行政報告例)

世帯主の年齢階級別にみた1か月当たりの 保護開始世帯と保護廃止世帯の推移

- 1か月当たりの保護開始世帯を世帯主の年齢階級別にみると、平成19年度以前は「50～59歳」が最も多かったが、平成20年度以降は「60～69歳」が最も多くなっている。
- 1か月当たりの保護廃止世帯を世帯主の年齢階級別にみると、平成19年度以降、「70歳以上」が最も多い年齢階級区分となっている。



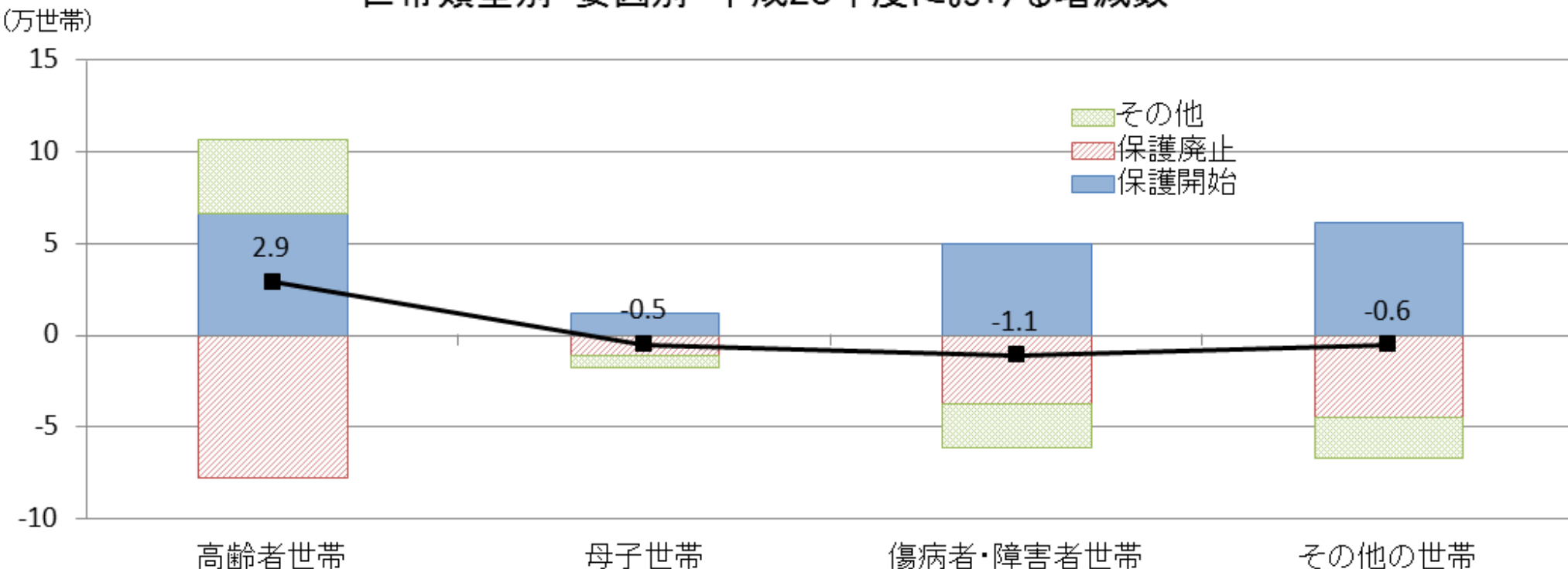
(注) 平成23年度以前の世帯数は各年度9月分、24年度以降は各年度1か月平均の世帯数である。

(資料) 被保護者調査(平成23年度以前は福祉行政報告例)

世帯類型別 世帯増減の要因分析

○ 平成28年度中に生じた世帯類型別の世帯数の増減に対する保護開始数・廃止数の影響をみると、高齢者世帯では、保護開始世帯数よりも保護廃止世帯数の方が多量のものの、それ以外の要素(「その他」)の影響で世帯数が増加している。

世帯類型別・要因別 平成28年度における増減数



(注)「その他」の内容としては、例えば、

- ・ 年齢の変化による世帯類型の変更(その他の世帯→高齢者世帯、母子世帯→その他の世帯 等)
- ・ 世帯人員数の変化による変更(その他の世帯→高齢者世帯 等)
- ・ 保護の停止(再開)

等が考えられる。

(注)「その他」については、平成28年度の1年間に生じた世帯の増減数から当該世帯類型の開始世帯数、廃止世帯数の影響を控除して算出している。

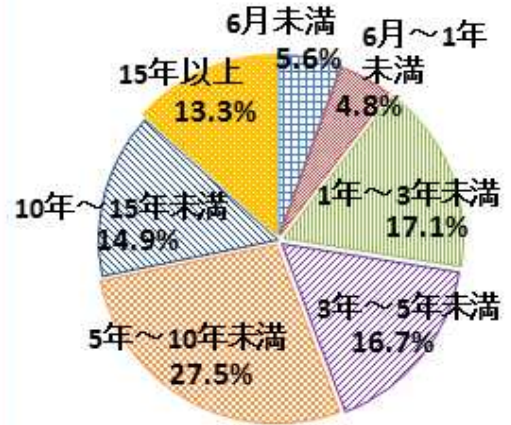
(資料) 被保護者調査(月次調査)

被保護世帯の受給期間別内訳

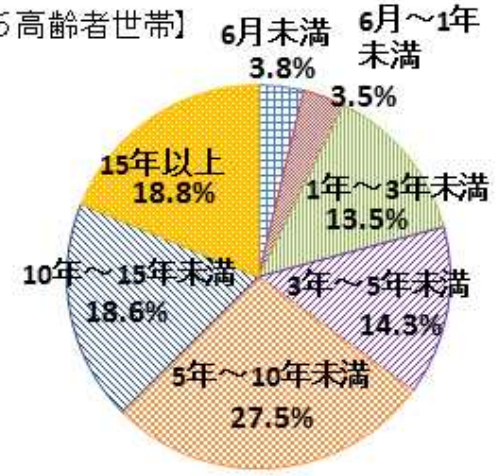
○ 平成27年度における被保護世帯の受給期間別内訳について10年前(平成17年度)と比べると、特に高齢者世帯以外の世帯において、世界金融危機の時期に保護を受給し始めた層を含む「5年～10年未満」の割合が上昇(21.3%→27.6%)している。

平成27年度

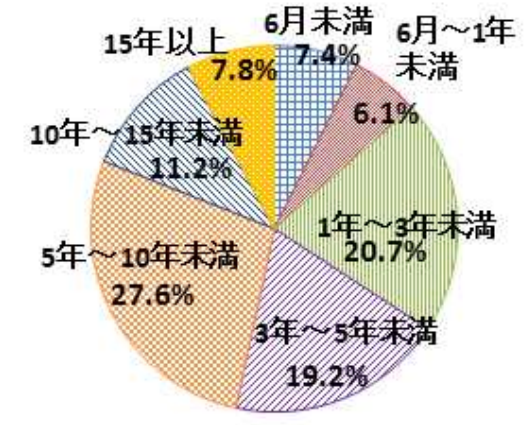
【全受給世帯】



【うち高齢者世帯】

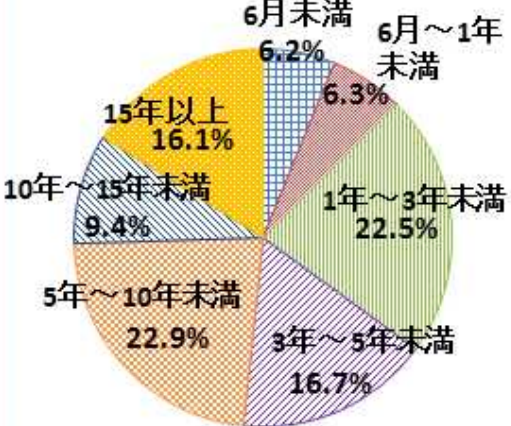


【うち高齢者世帯以外の世帯】

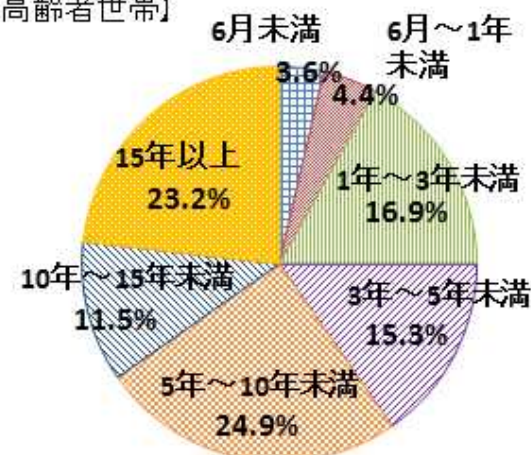


平成17年度

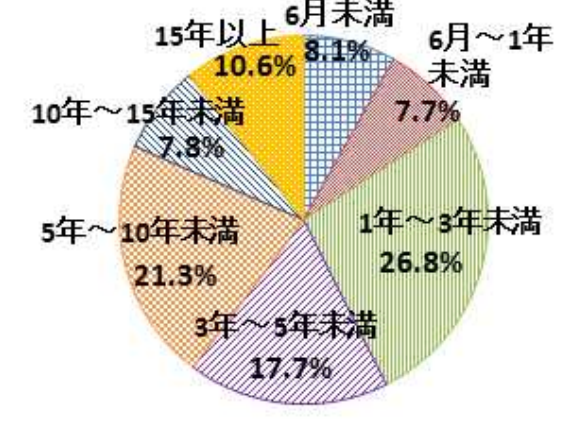
【全受給世帯】



【うち高齢者世帯】



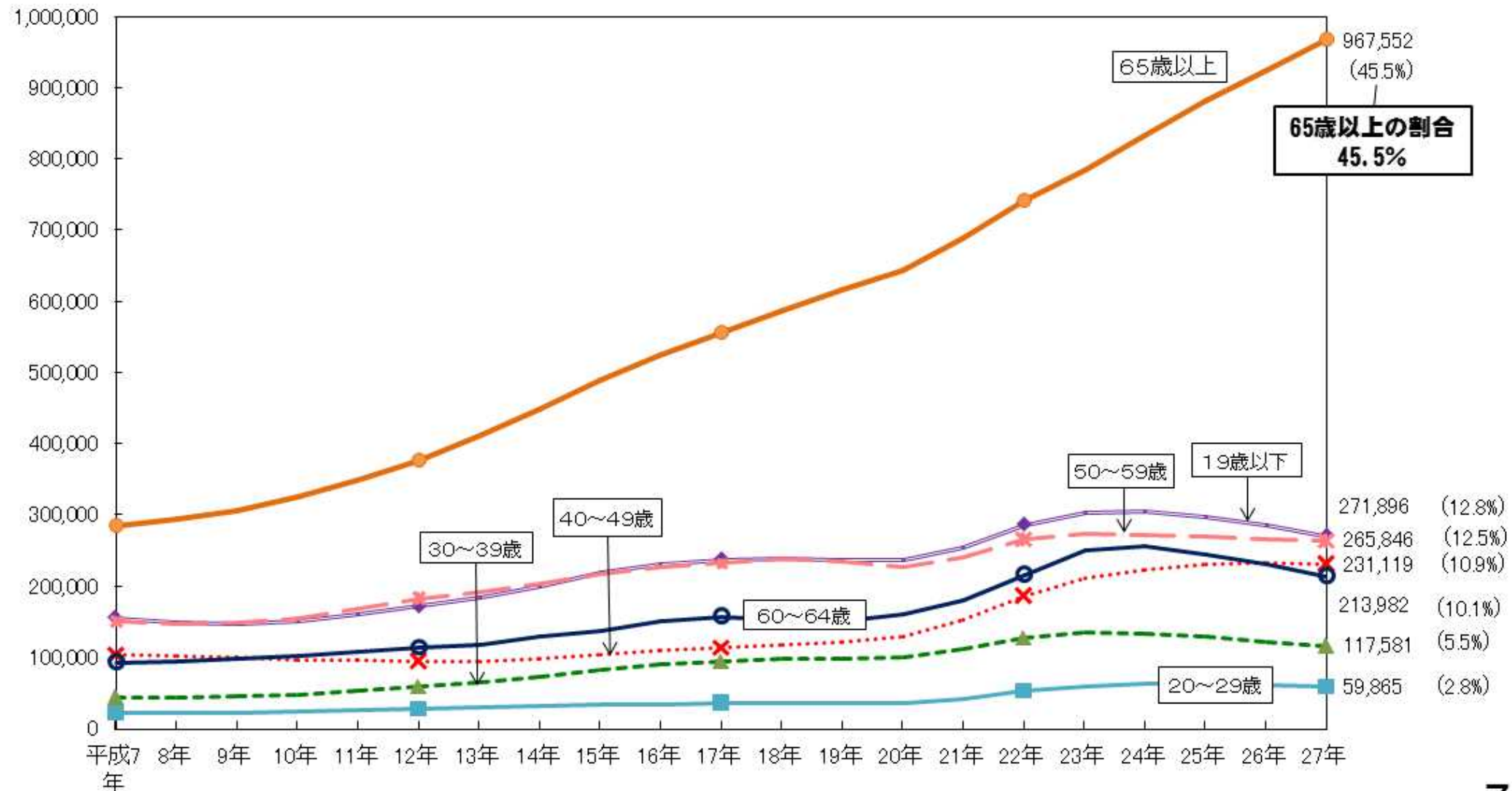
【うち高齢者世帯以外の世帯】



(資料) 被保護者調査(年次調査)

年齢階層別被保護人員の年次推移

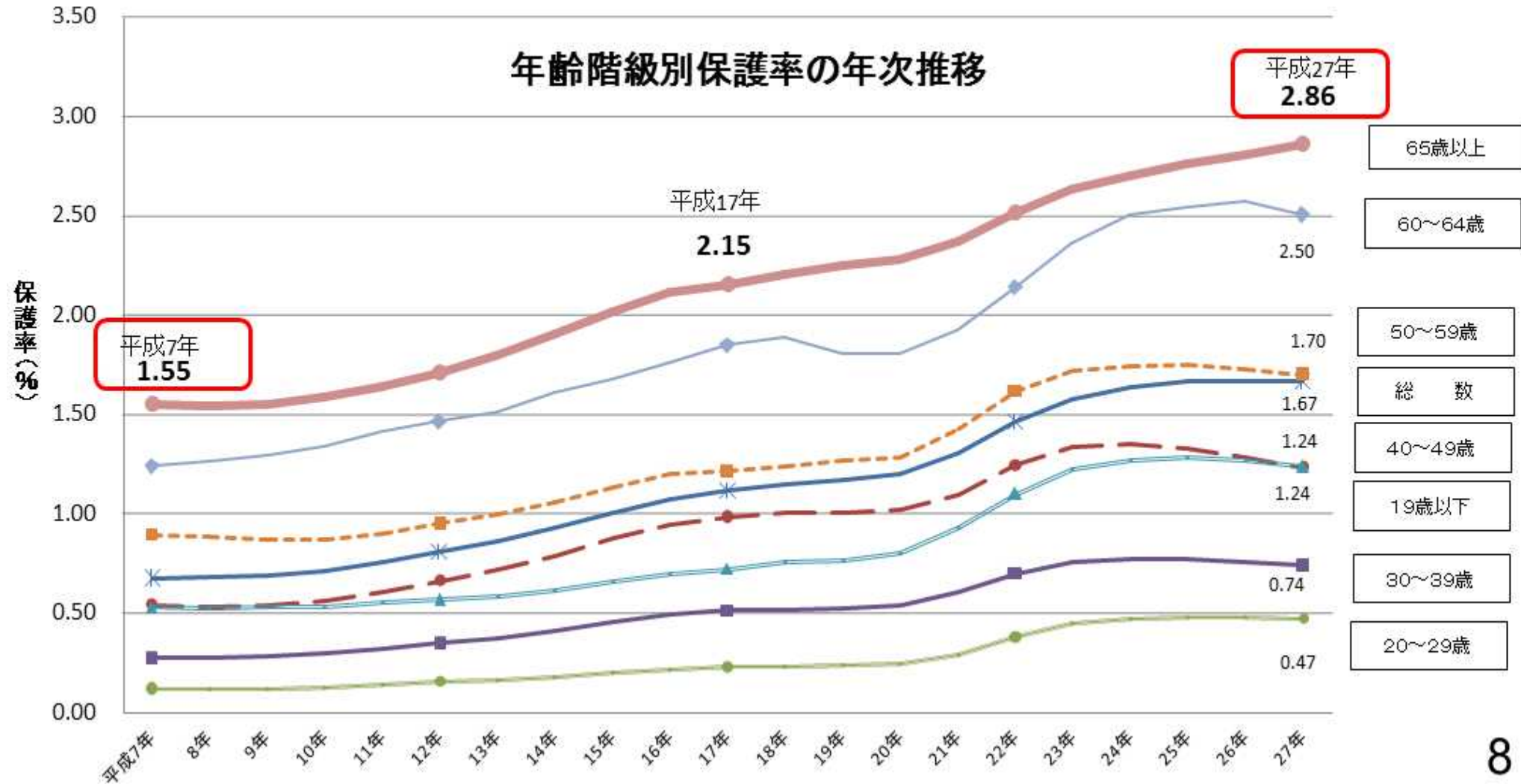
- 年齢別の被保護人員としては、65歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、**全体の45.5%は65歳以上の者**。



年齢階級別 保護率の年次推移

○ 年齢階級別の保護率の推移をみると、近年は65歳以上で上昇傾向が続く一方、それ以外の年齢階級では横ばい若しくは低下傾向となっている。

年齢階級別保護率の年次推移

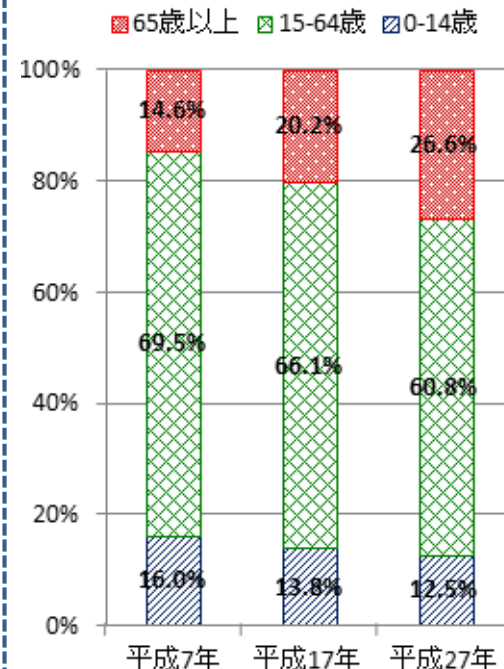


世帯の構造別にみた高齢被保護者数の年次比較

- 高齢の被保護者は、この20年で約3.4倍になっている。
- 特に、高齢単身者の増加が大きい。

		平成7年度	伸び率 (H7→H17)	平成17年度	伸び率 (H17→H27)	平成27年度	伸び率 (H7→H27)
高齢者総数	社会全体	1826.1万人	+41%	2567.2万人	+32%	3386.8万人	+85%
	生活保護	28.4万人	+96%	55.5万人	+74%	96.8万人	+241%
	保護率	1.6%	—	2.2%	—	2.9%	—
高齢単身者(男性)	社会全体 ¹⁾	46.0万人	+128%	105.1万人	+96%	205.8万人	+347%
	生活保護	5.9万人	+168%	15.9万人	+115%	34.2万人	+478%
	保護率	12.9%	—	15.1%	—	16.6%	—
高齢単身者(女性)	社会全体 ¹⁾	174.2万人	+62%	281.4万人	+49%	420.2万人	+141%
	生活保護	14.1万人	+67%	23.6万人	+63%	38.4万人	+173%
	保護率	8.1%	—	8.4%	—	9.1%	—
2人以上世帯の高齢者	社会全体 ²⁾	1605.9万人	+36%	2180.7万人	+27%	2760.7万人	+72%
	生活保護	8.4万人	+92%	16.1万人	+50%	24.1万人	+188%
	保護率	0.5%	—	0.7%	—	0.9%	—

(参考) 我が国の年齢階級別の人口構成割合 年次推移



資料: 人口推計(各年10月1日現在)

資料: 国勢調査(社会全体の高齢者)、被保護者全国一斉調査(平成7,17年度の生活保護高齢者)、

被保護者調査(平成27年度の生活保護高齢者)

注: 1) 社会全体の高齢単身者は、入院・入所者を含まない。

2) 社会全体の2人以上世帯の高齢者は、入院・入所者を含む。

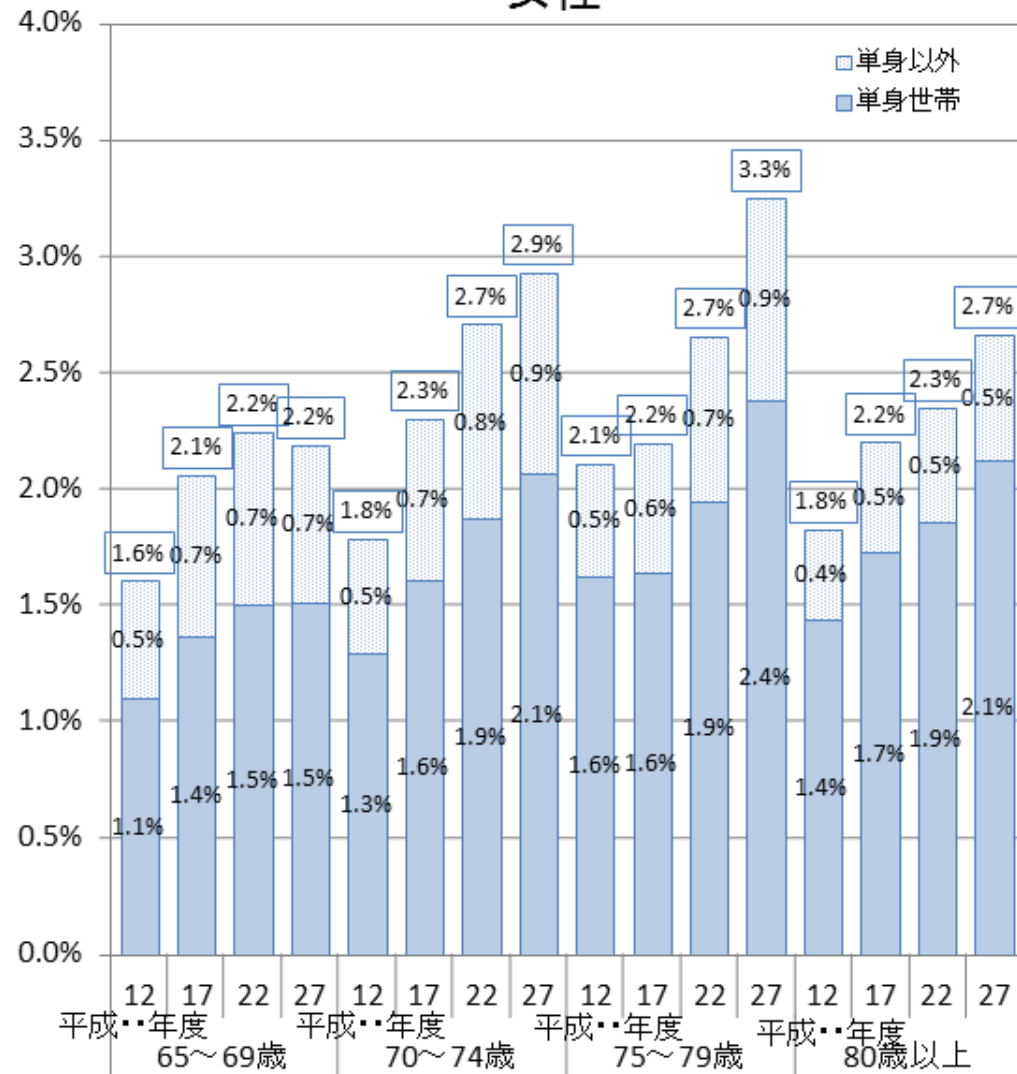
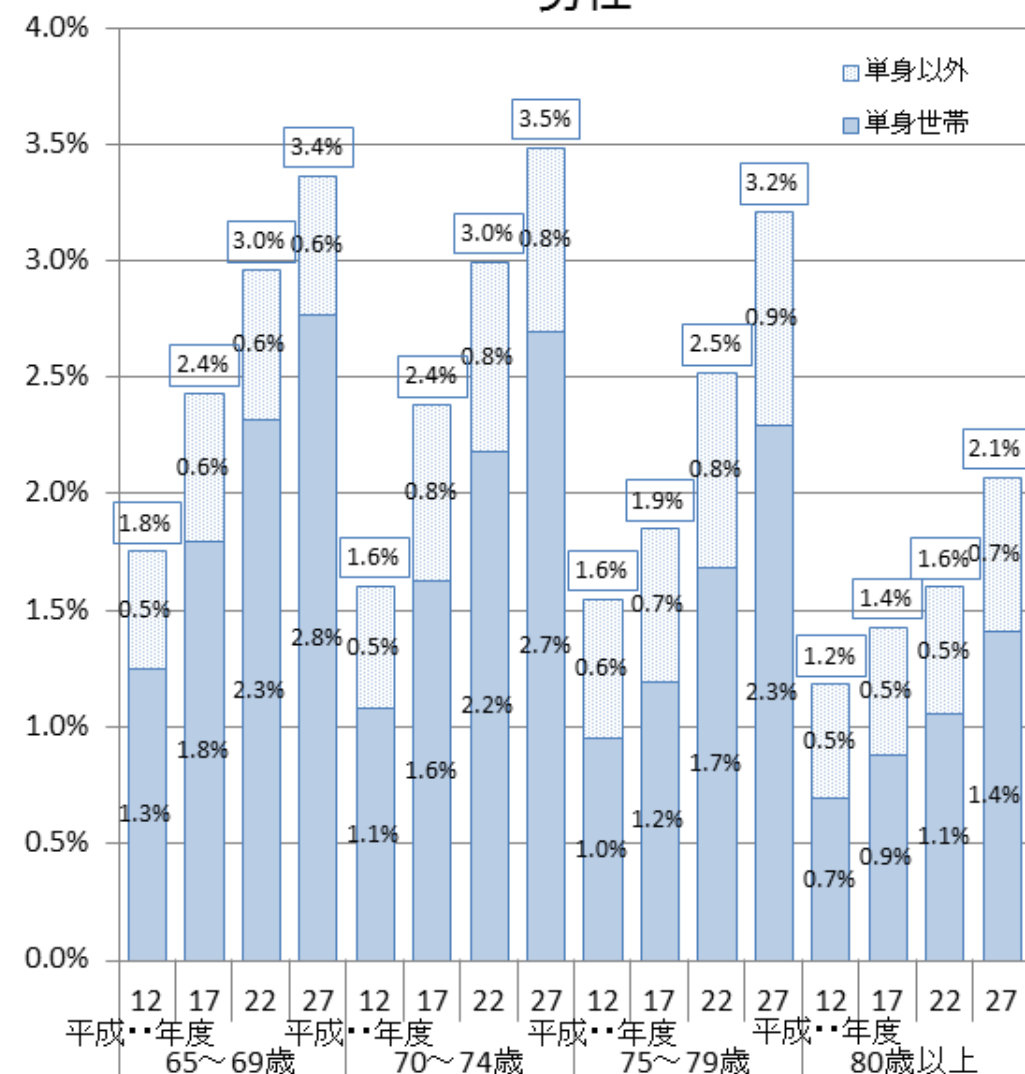
3) 平成7,17年度の高齢者には年齢不詳を按分した人数は含まれないが、平成27年度の高齢者には年齢不詳を按分した人数が含まれる。

高齢者の年齢階級別・世帯人員別 保護率の推移

○ 高齢者の保護率を単身世帯、単身世帯以外別に分解すると、いずれの年齢階級も単身世帯の占める割合が上昇している。

男性

女性

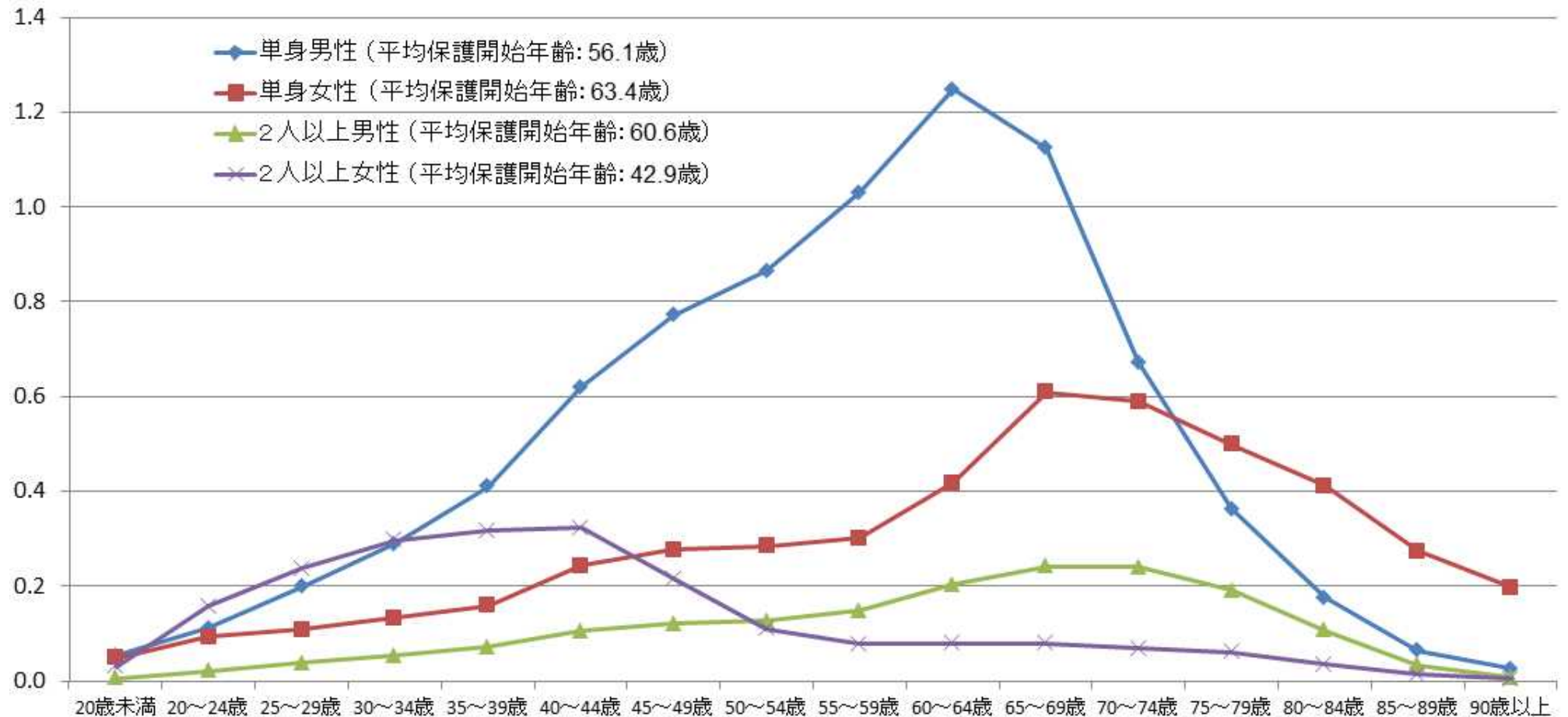


(資料) 被保護者調査(平成23年度以前は被保護者一斉調査) 10月1日推計人口

世帯主の保護開始時年齢階級別 世帯数 (平成27年7月末現在のうち、過去1年間に保護を開始した世帯)

○ 平成27年7月末時点で生活保護を受給している世帯のうち、過去1年以内に生活保護の受給を開始した世帯について、保護受給開始時の世帯主の年齢の分布を世帯主の性別、単身・2人以上世帯別にみると、40歳代から70歳代前半までの単身男性の開始世帯が多い。また、女性では65歳以上の単身女性の開始が多い。

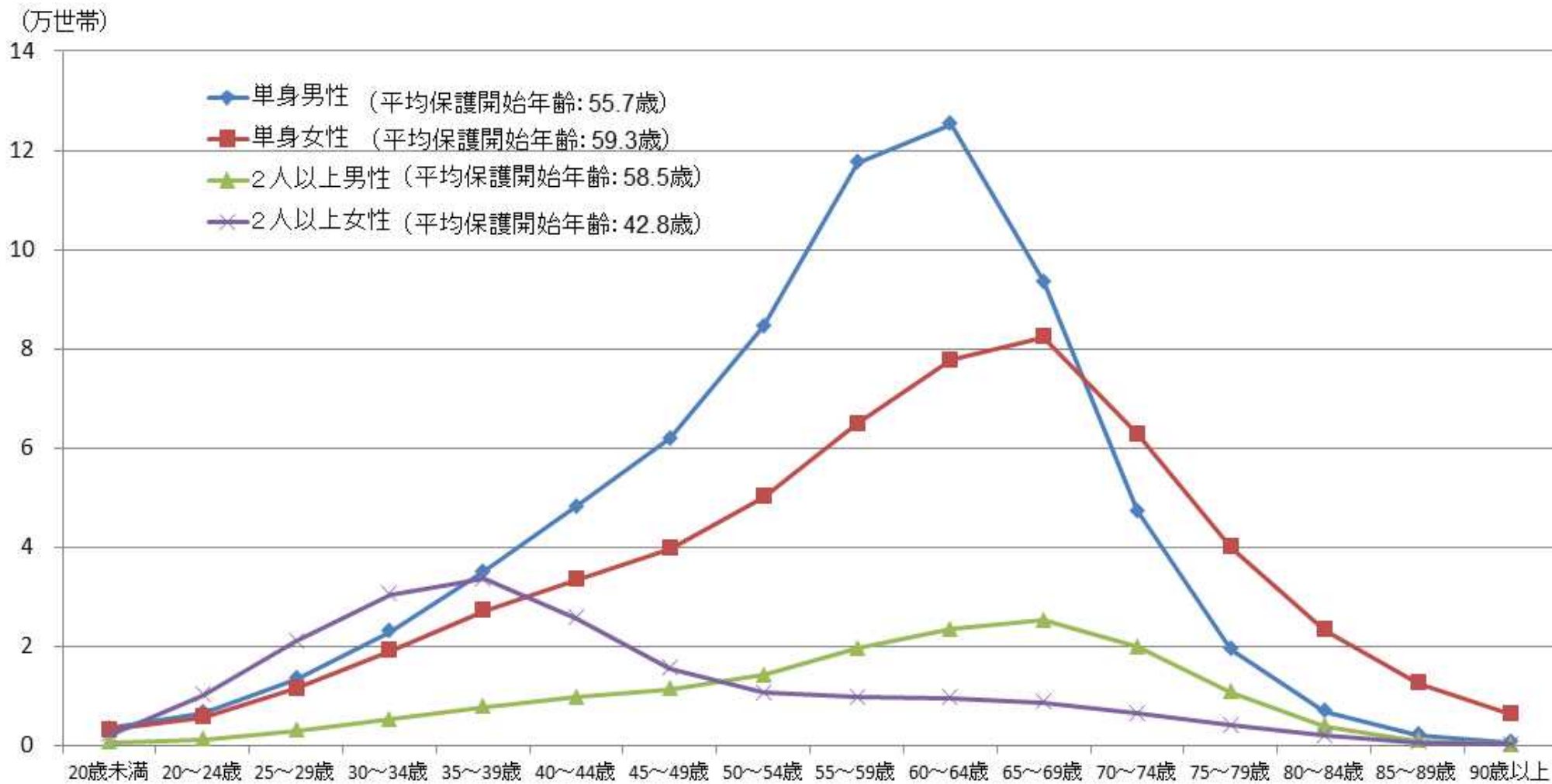
(万世帯)



(資料) 平成27年度被保護者調査(年次調査) 特別集計

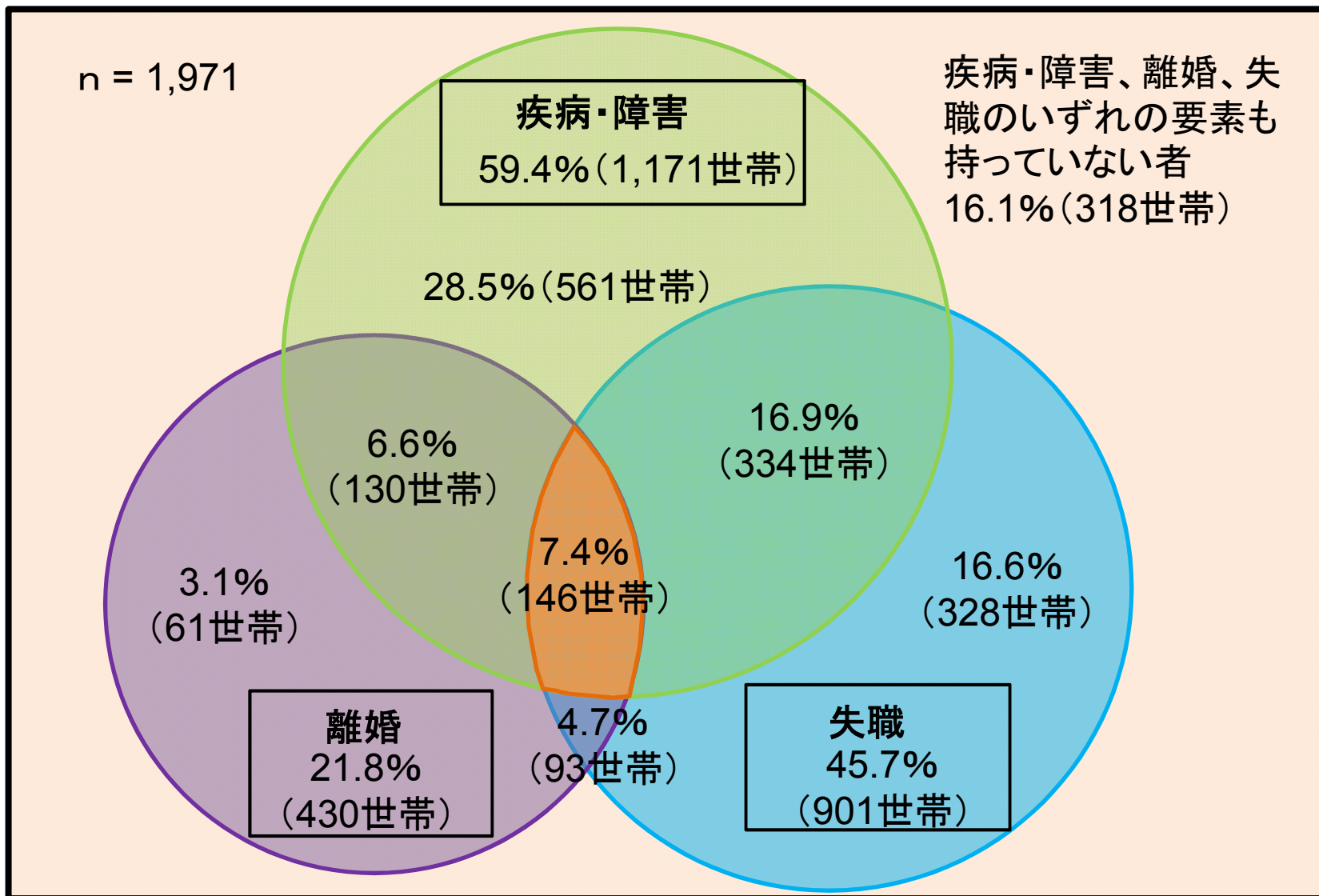
世帯主の保護開始時年齢階級別 世帯数(平成27年7月末現在)(全世帯)

○ 平成27年7月末時点で生活保護を受給している全世帯について、保護受給開始時の世帯主の年齢の分布を世帯主の性別、単身・2人以上世帯別にみると、男女とも50歳代から60歳代の単身の被保護世帯(者)が相応の数を占めている。



ターニングポイント別 生活保護世帯の世帯主の状況(男性)

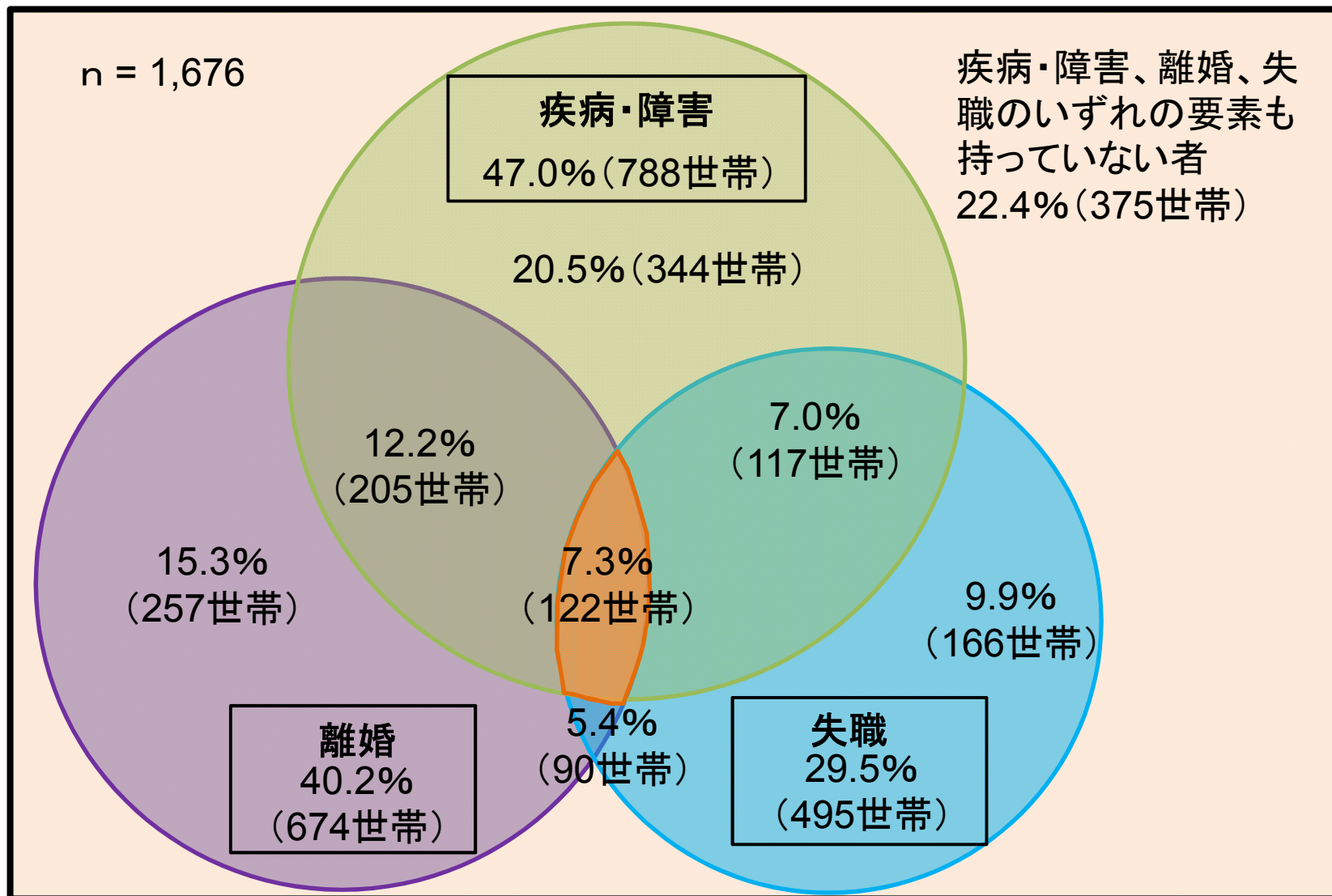
○ 世帯主が男性である生活保護世帯が経験した出来事(ターニングポイント)のうち主要な3つ(疾病・障害、離婚、失職)のいずれかを経験した世帯が全体の84%を占めている。



(資料)生活保護に至る要因に関する調査及び分析業務報告書(野村総合研究所) 特別集計

ターニングポイント別 生活保護世帯の世帯主の状況(女性)

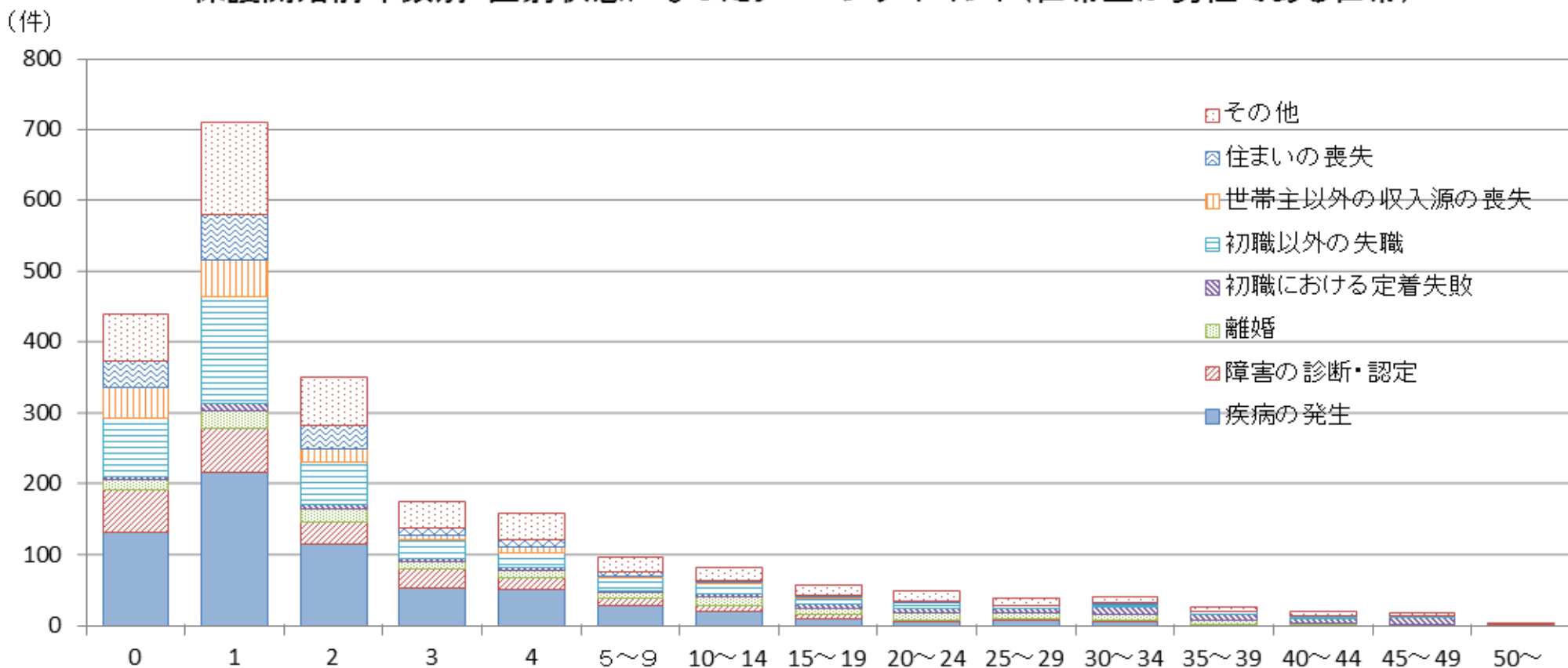
○ 世帯主が女性である生活保護世帯においても、経験した出来事(ターニングポイント)のうち主要な3つ(疾病・障害、離婚、失職)のいずれかを経験した世帯が全体の78%を占めている。



困窮状態になったターニングポイント(男性)

- 困窮状態等になったターニングポイントが保護開始の何年前に起こったのかについて、世帯主が男性である世帯の状況を見ると、保護開始の2年前までに起こったものが大多数を占めている。
- また、保護開始2年前までに起こった具体的なターニングポイントは、「疾病」、「初職以外の失職」、「障害の診断・認定」「住まいの喪失」が多くなっている。

保護開始前年数別 困窮状態になったターニングポイント(世帯主が男性である世帯)



(注1) 同一時点に複数のターニングポイントを有する世帯がいることに注意を要する。

(注2) 5年前以降の値については、5年分の累計ではなく、1年あたりの平均値である。

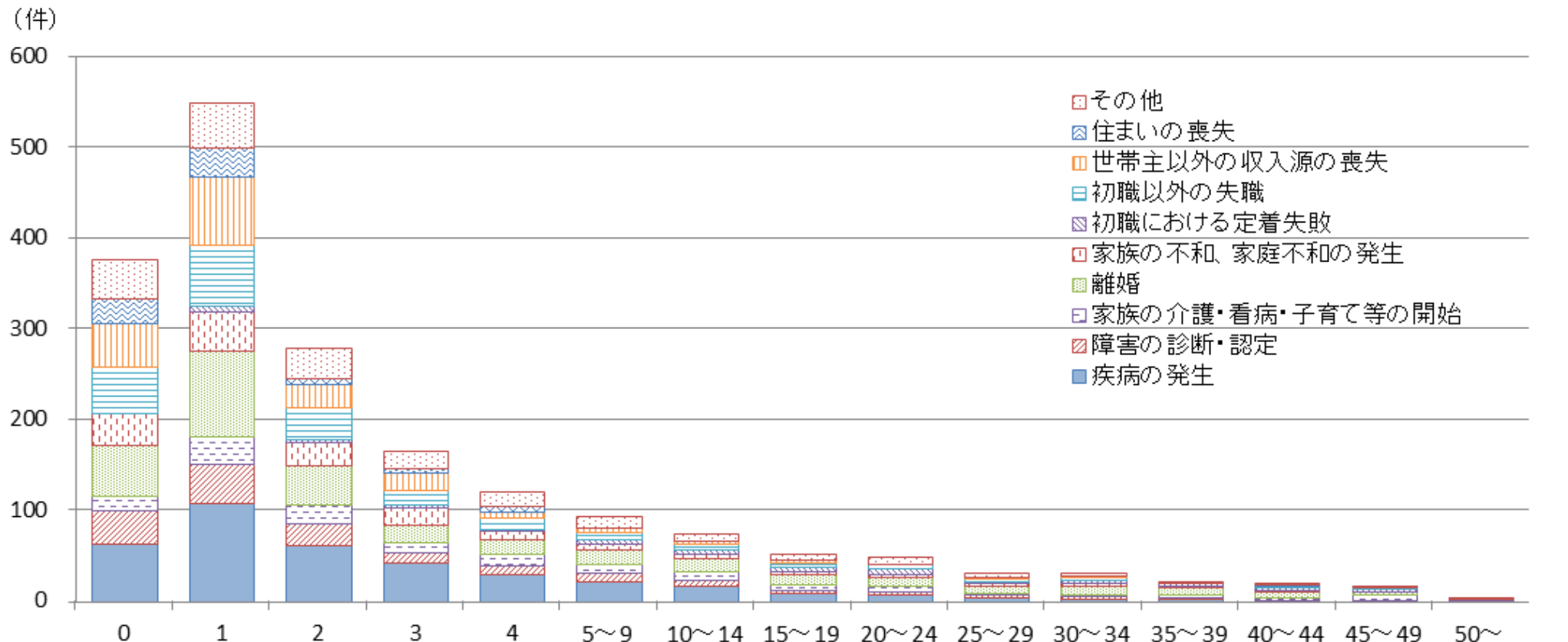
(資料) 野村総合研究所「生活保護に至る要因に関する調査及び分析業務」(平成28年度) 特別集計

(年前)

困窮状態になったターニングポイント(女性)

- 困窮状態等になったターニングポイントが保護開始の何年前に起こったのかについて、世帯主が女性である世帯の状況をみると、保護開始の2年前までに起こったものが大多数を占めている。
- また、保護開始2年前までに起こった具体的なターニングポイントは、「疾病」、「離婚」、「初職以外の失職」、「世帯主以外の収入源の喪失」が多くなっている。

保護開始前年数別 困窮状態になったターニングポイント(世帯主が女性である世帯)



(注) 同一時点に複数のターニングポイントを有する世帯がいることに注意を要する。

(資料) 野村総合研究所「生活保護に至る要因に関する調査及び分析業務」(平成28年度) 特別集計

(年前)

(参考) 野村総合研究所「生活保護に至る要因に関する調査及び分析業務」(平成28年度) 調査概要

		生活保護
調査方法	調査対象自治体	規模・地域が重ならないよう25自治体を選定
	対象ケースの選定条件	ケースワーカー1人あたり3～5ケースを割当て (人口30万人以上: CW1人あたり3ケース、 人口5～30万人: CW1人あたり5ケース)
	配布数	25自治体、3,971ケース(世帯主)
	回収数(回収率)	25自治体(100.0%) 3,667ケース(92.3%) 調査回答者の年齢構成: 19歳以下(0.5%)、20～29歳(5.4%)、30～39歳(9.3%)、40～49歳(15.7%)、50～59歳(16.7%)、 60～69歳(25.4%)、70～79歳(17.4%)、80歳以上(9.4%)、不詳(0.1%)
調査票	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 属性(性・年齢、婚姻状況、離婚・死別時期、住まいの形態、家賃額、就労状況・形態・期間/未就労期間、同居家族・子ども・別居家族、最終学歴) ・ 保護開始時の困窮内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護申請理由、過去の受給経験、保護開始月に受けた扶助の種類、申請時の困窮内容 ・ 1ヵ月の収入、支出面の問題、債務残高 ・ 就労関連の問題・住まい関連の問題・経済的に頼れる人・社会との関わり ・ 困難・困窮に関する過去の経験 <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病、障害、発症時期 ・ 収入源の喪失、喪失時期 ・ 初めての就労の形態、勤続年数、離職時期 ・ 住まいの喪失・定住困難の経験 ・ ターニング・ポイント <ul style="list-style-type: none"> ・ 転換期となった出来事、時期、その際の相談・支援の状況 <p>ターニング・ポイントの例: 疾病の発生、離婚、初職以外の失職、障害の診断・認定、初職における定着失敗、家族の介護・看病・子育て等の開始、世帯主以外の収入源の喪失、家族の不仲、家庭不和の発生、債務発生、住まいの喪失、非行・補導・犯罪等、学校でのいじめ・不登校・中退等、進学や就職活動の失敗、収入のない同居者の増加、ひきこもり・ニート等</p>

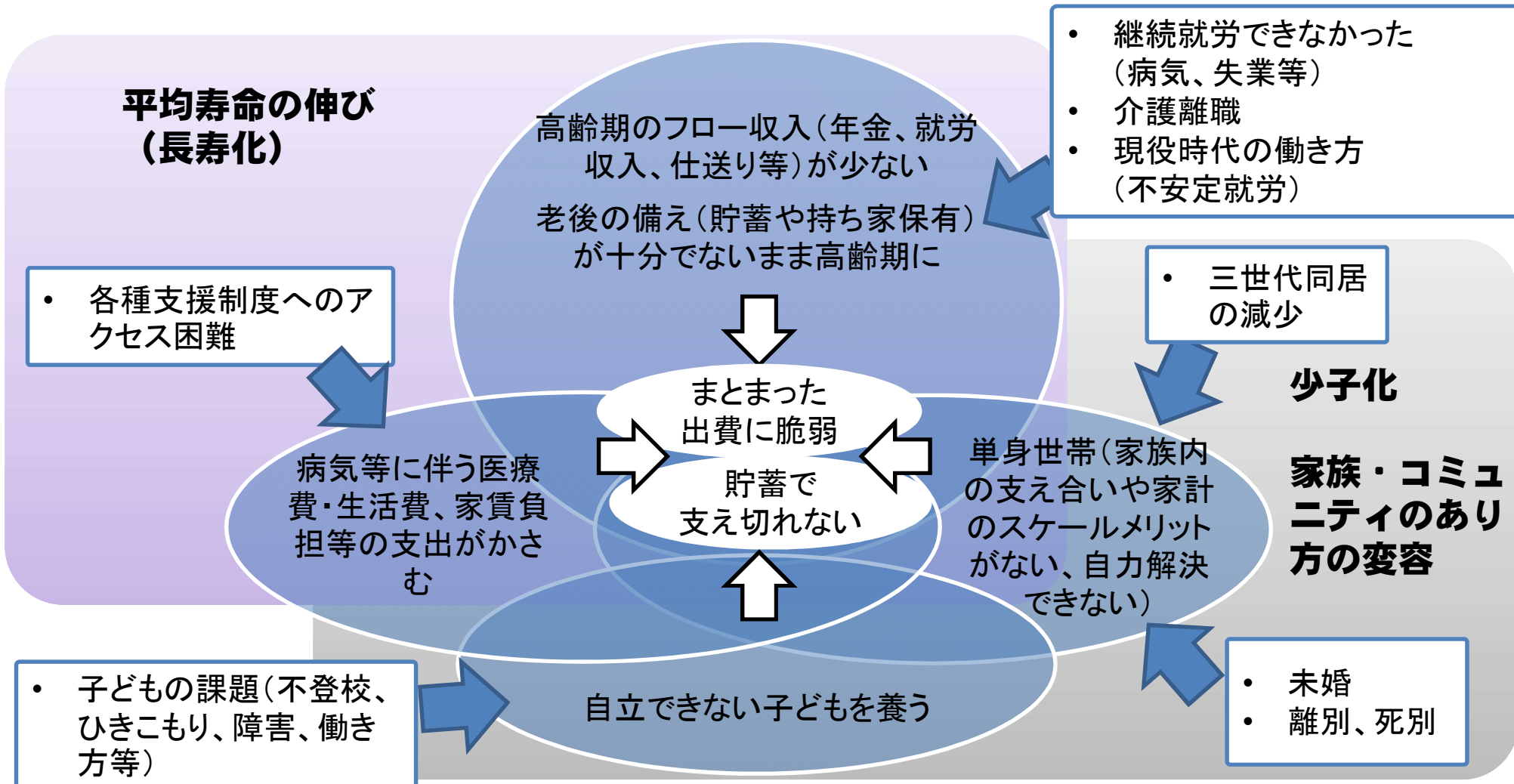
データの考察

- 今日の高齢者世帯の増加は、高齢者が保護受給を開始する場合に加え、中高年の単身被保護者が高齢化することの影響が小さくないと考えられる。
- 困窮状態になるきっかけとなる出来事(ターニングポイント)から比較的短期間に保護開始となるケースが多いことからみて、単身化等により困窮に対し相対的に脆弱な世帯が保護開始に至っている可能性がある。
- 就労支援や住まいの確保に取り組むことにより、困窮状態の緩和につながる可能性がある。

2. 生活に困窮している高齢者に対する 支援の状況について

生活困窮のパターン・背景(イメージ)

- 生活に困窮している高齢者の事例からは、複合的な要因により生活困窮が発生していることが推察されるが、概ねの構成要素や背景要因としては以下のような要素が浮かび上がる。



生活に困窮している高齢者への対応

- 現に厳しい生活実態にある生活困窮者については、収入の確保と支出の軽減という両面からきめ細かく生活を支えることが必要である。

収入確保の対策

年金生活者支援給付金(H31.10～)

年金の受給資格期間短縮
(H29.8～)

就労希望がある方:就労促進
(ハローワーク、シルバー人材センター、
生活困窮者自立支援窓口)

支出軽減の対策

社会保障・税一体改革における
医療・介護の低所得者対策

※医療(国保・後期):保険料2割軽減・5割軽減の対象者拡大(H26.4～)等

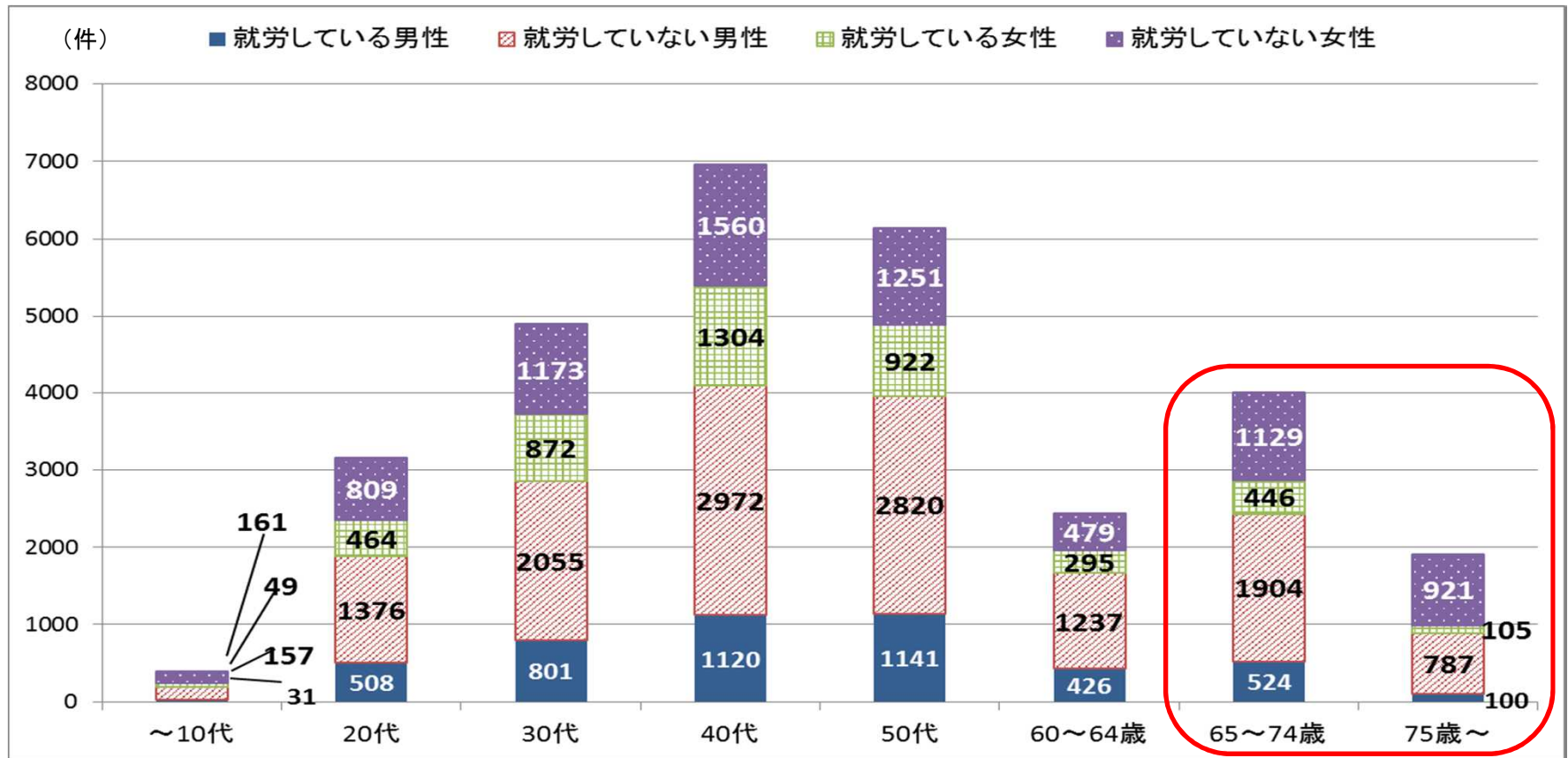
※介護:低所得者に対する保険料軽減の強化
(H27.4～)

世帯ごとの生活状況に応じたきめ細かな支援を強化(生活困窮者自立支援窓口)

- ・現役時代と異なる収入水準でやりくりしていくための家計支援
- ・各種支援制度の申請援助
- ・転居希望がある方に対する住宅関係部門等と連携した転居支援 等

新規相談者の状況（性別・世代別・就労状況）

- 新規相談者の状況を性別・世代別・就労の有無別に見ると、
 - ・ 全体の6割を男性が占めるが、特に40～50代の就労していない男性で全体の約19.4%を占める。
 - ・ 全体の約30.5%が就労している（男性で約25.9%、女性で約37.3%）。
 - ・ **65歳以降の相談者が全体の約19.8%を占める。**
- 新規相談者のうち、子どものいる50代以下の相談者が全体の約3割を占める。



（出典）平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」（みずほ情報総研株式会社）。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースのうち、年齢・性別・就労状況の3つが明らかな29,899ケースについてグラフ化したもの。

プラン作成対象者の状態像

- プラン作成対象者の特性は、性別・世代を問わず「経済的困窮」の該当が最も多い。
- 65歳以上の男性の特性としては、「就職活動困難」、「病気」、「家計管理の課題」が多く挙げられている。
- 65歳以上の女性の特性としては、「就職活動困難」、「家族の問題」、「病気」が多く挙げられている。

男性

	～10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～74歳	75歳以上
1位	経済的困窮 44.1%	経済的困窮 55.5%	経済的困窮 64.6%	経済的困窮 68.3%	経済的困窮 69.6%	経済的困窮 72.5%	経済的困窮 65.7%	経済的困窮 60.3%
2位	家族の問題 29.4%	就職活動困難 43.4%	就職活動困難 38.8%	就職活動困難 44.4%	就職活動困難 44.7%	就職活動困難 47.6%	就職活動困難 41.4%	就職活動困難 38.7%
3位	就職活動困難 23.1%	就職定着困難 32.1%	就職定着困難 29.3%	就職定着困難 29.1%	病気 34.0%	病気 34.7%	病気 40.1%	家計管理の 課題 34.0%

女性

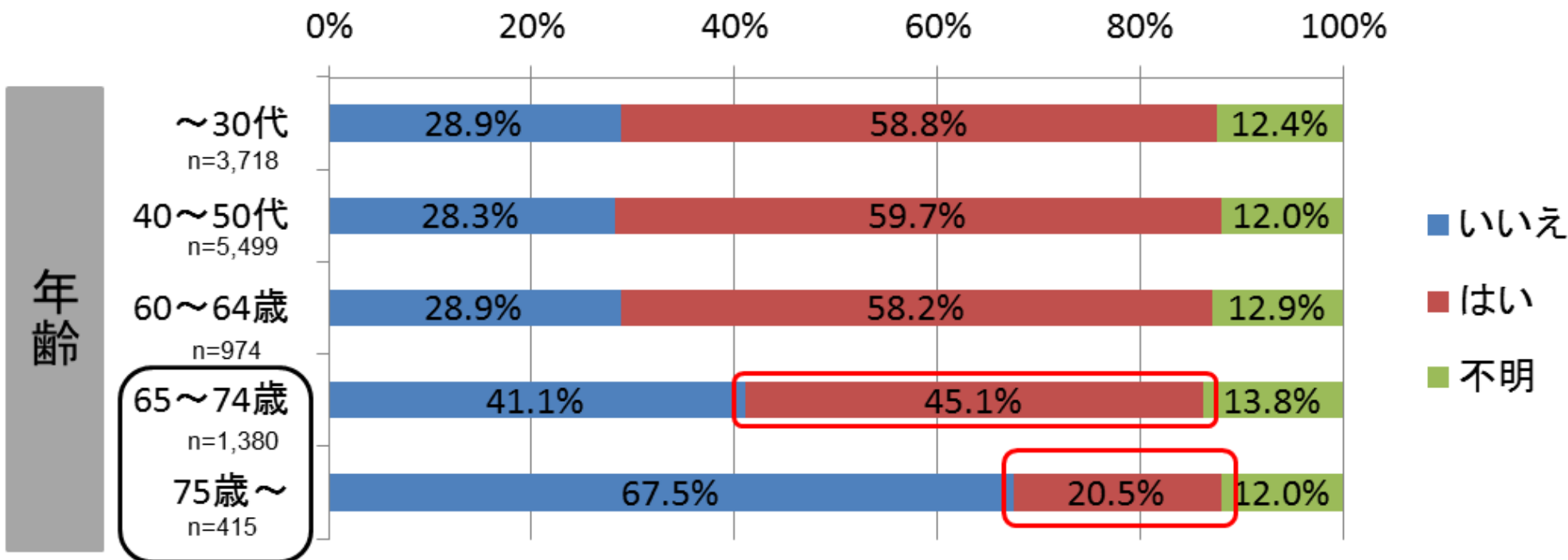
	～10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～74歳	75歳以上
1位	経済的困窮 43.6%	経済的困窮 56.9%	経済的困窮 61.5%	経済的困窮 61.6%	経済的困窮 66.8%	経済的困窮 63.1%	経済的困窮 59.7%	経済的困窮 62.5%
2位	家族の問題 33.9%	就職活動困難 40.8%	就職活動困難 33.9%	就職活動困難 36.0%	就職活動困難 39.8%	就職活動困難 44.1%	就職活動困難 36.6%	家族の問題 39.1%
3位	ひとり親 27.9%	家族の問題 34.4%	家族の問題 32.2%	家族の問題 33.6%	家族の問題 33.4%	家族の問題 30.5%	家族の問題 28.4%	病気 32.4%

(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」。調査対象118自治体の平成28年4月～平成29年3月の支援決定等ケース16,449件について、状態像28項目(複数回答)の出現率を集計し、上位3項目を掲載。

高齢者の就労支援について

- プラン作成者のうち年齢が60代以上の者については、60～64歳の者で58.2%、65～74歳の者でも45.1%が、プラン期間内での一般就労を目標としており、**高齢者においても一般就労に向けた就労支援のニーズがあることがわかる。**
- 「生涯現役社会の実現」に向けては、雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法の改正（平成28年法律第17号、平成29年1月施行）により、**65歳以降に雇用された者も雇用保険の適用の対象となる等、労働法制における環境整備が進められているところ。**

プラン期間内で一般就労を目標に掲げているか(プラン作成対象者の年代別) n=11,986

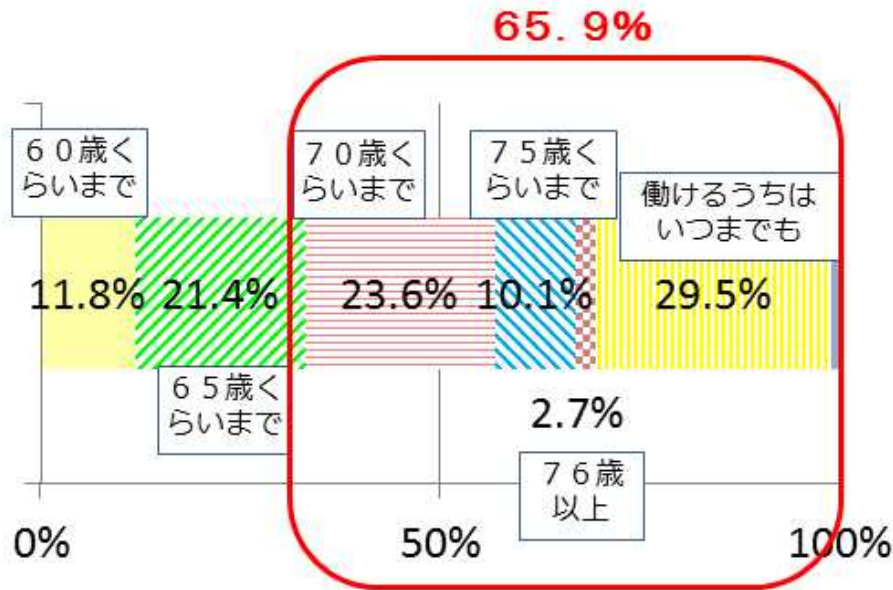


(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象自治体118自治体の平成28年4月～平成28年12月までの支援決定・確認者(初回プランのみ)11,986件についてのもの。

高齢者の就労に関する状況①

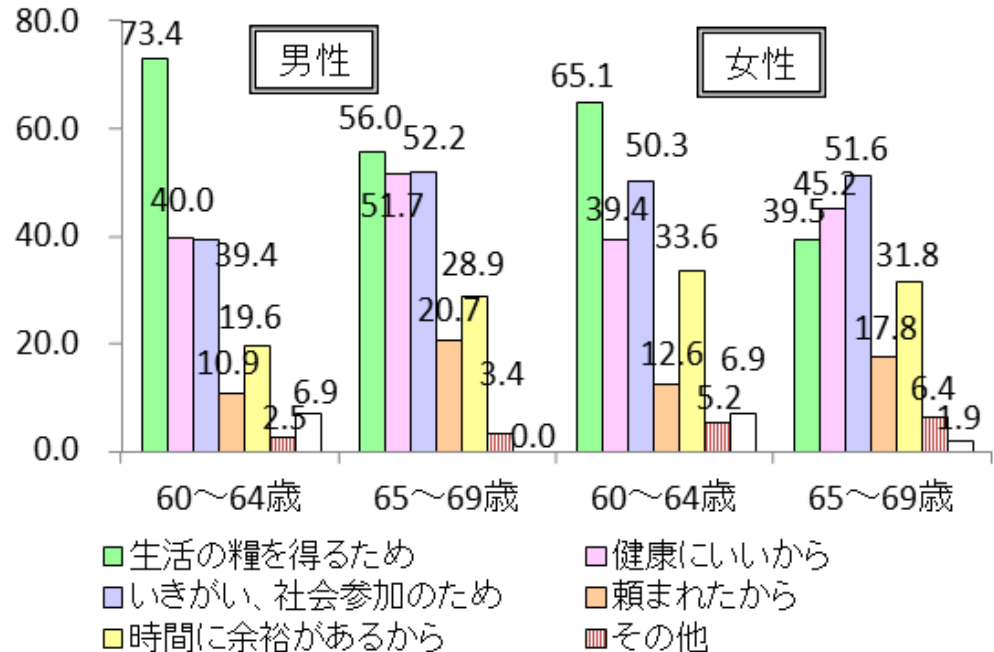
- 60歳以上の人のうちでは、65歳を超えても働きたいと回答した人が7割弱を占めている。
- 高齢者の就業理由は、60～64歳では「生活の糧を得るため」が最も多いが、65～69歳では「健康にいいから」「いきがい、社会参加のため」といった割合が増える。

1. いつまで働きたいか (60歳以上の人)



資料出所：内閣府「平成25年度 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(2013)。60歳以上の男女を対象とした調査 (n=1,999)

2. 高齢者の就業理由



資料出所：独立行政法人労働政策研究・研修機構「高齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査」(平成23年)

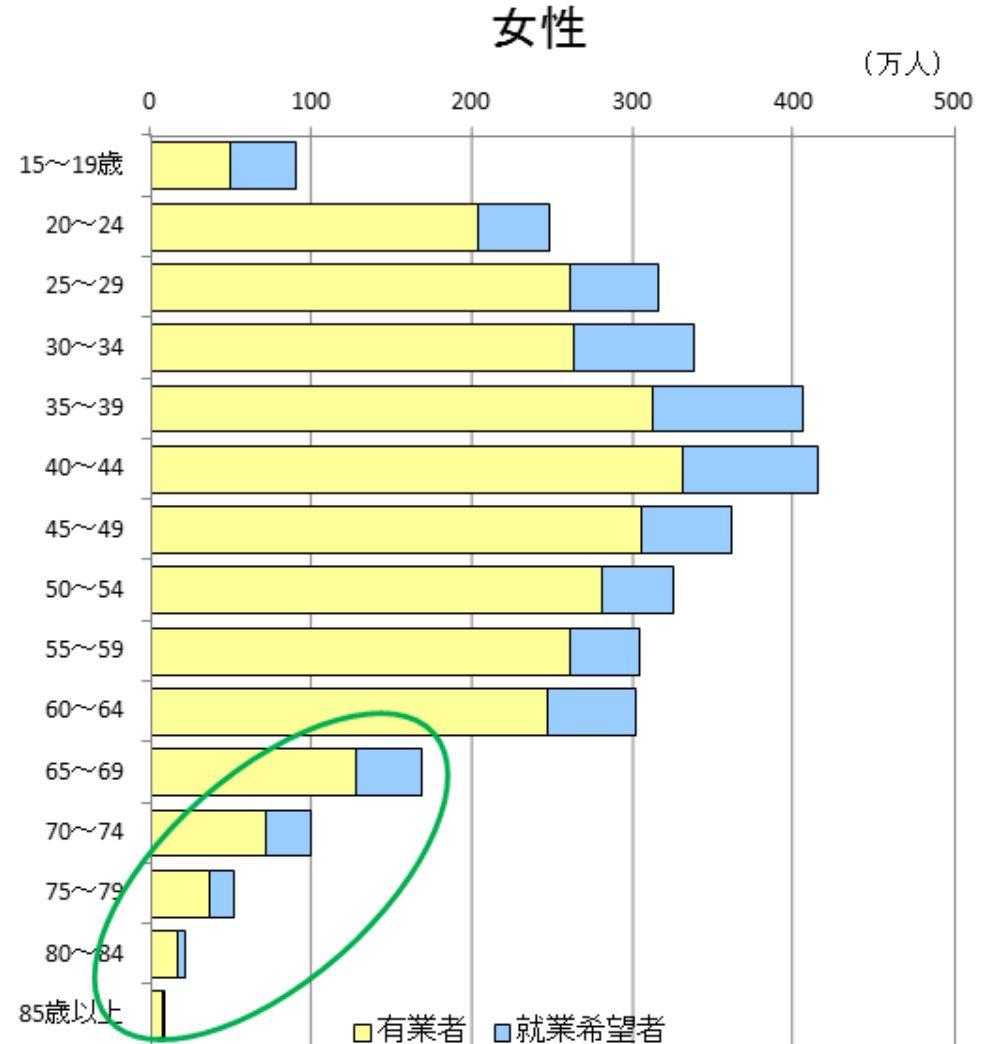
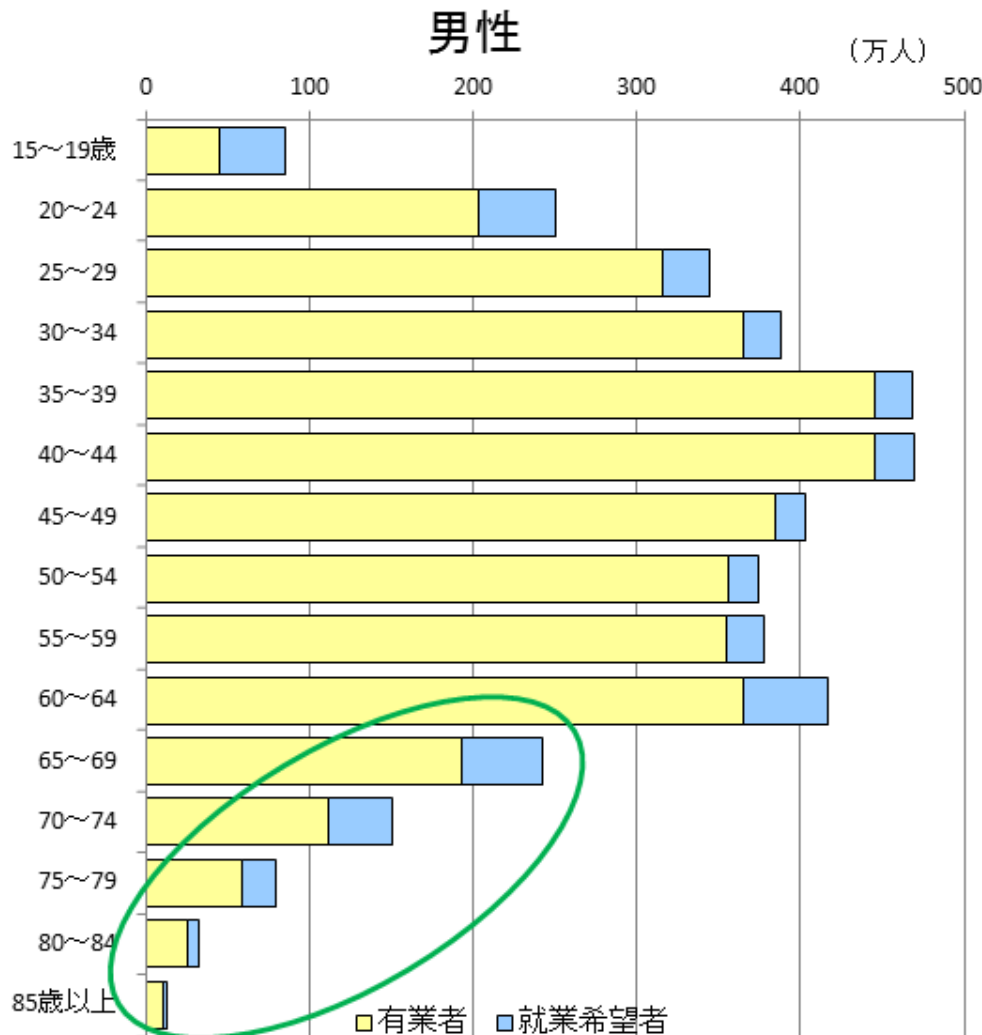
注1) 複数回答

注2) 60～64歳は雇用者のみの回答(男性 n=1,224、女性 n=865)、65～69歳は自営業者を含む(男性 n=232、女性 n=157)

注3) 平成23年7月現在の就業等の状況に対する意識を尋ねたもの

高齢者の就労に関する状況②

○ 高年齢者は就業希望者が多く、65歳以上では207万人。



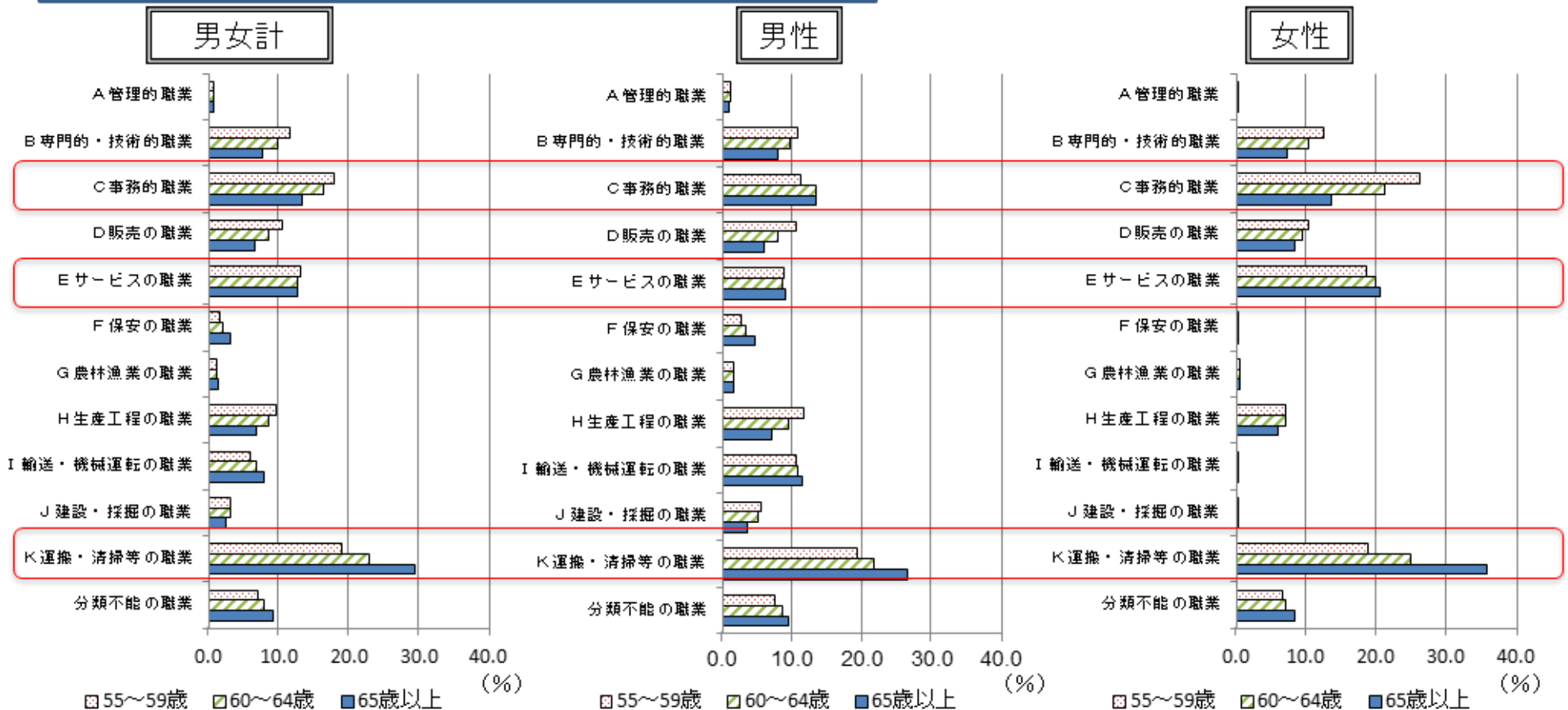
(資料出所) 総務省「就業構造基本調査」(平成24年)

(注) 「就業希望者」は、ふだん仕事をしていない「無業者」のうち、何か収入のある仕事をしたいと思っている者をいい、実際に求職活動をしている「求職者」を含む。いわば潜在的労働力に相当する者。

高齢者の就労に関する状況③

○ ハローワークの新規求職申込者の希望職種としては、「運搬・清掃等の職業」「事務的職業」「サービスの職業」の順に多い。

3. 高年齢者の希望職種（新規求職者申込件数）



資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」（平成24年）

（注1） 数値は常用に限る。また、数値は暦年の計であり、月々の新規求職の合計

（注2） 現在は求職申込書において性別の記入を義務としていないため、男女の別が分からないものがあり、男女計は総計と一致しない

高齢者に対する就労支援事例

- 高齢者に対する就労支援における事例からは、①高齢者の採用に協力的な求人を開拓すること、②相談者(就労に当たっての不安等)と企業側(高齢者を採用するに当たっての不安等)双方の懸念を取り除くための丁寧な就労支援等に努めていくこと等が、重要なポイントであると考えられる。

◆ ニーズをとらえた就労支援（東京都東村山市）

- 就労支援ニーズを持つ特徴的な相談の1つとして、国民年金だけで生活ができない、年金収入は多いが家計管理ができないといった高齢者の相談等がある(60代以上で全体の4割)。ハローワークが遠く交通費がかかることもあり、ニーズに対応できる「65歳以上可」といった求人を独自で開拓。
⇒就労支援員が企業の採用担当者と情報交換し、求人の多い業界や募集予定等の情報も入手。

◆ 相談者と企業に寄り添った就労支援（神奈川県川崎市）

- 自立相談支援機関(川崎市生活自立・仕事相談センター)における、60歳以上の相談が全体の約3分の1を占める状況(平成27年度実績)。「体は元気だが仕事がない」との高齢者の相談が多く、それに対応できる求人を持っていないという課題があった。
- この課題を解決すべく、高齢者やひとり親など、「一般就労が可能だが、採用されにくくなっている人」を就労支援の対象として、「しごと応援事業(生活困窮者就労支援事業)」を平成26年5月から開始。
- 具体的には、60歳以上の高齢者の採用に積極的な市内の求人を開拓し、職場見学や採用面接、さらには出勤同行(3日通えると定着率が高まる)等を行うことで、相談者、企業双方のミスマッチを解消し、採用・就労定着することを目指す。
【参考】「しごと応援事業」を利用した高齢者の就労決定件数(平成27年度) 141件(生活困窮者117件、生活保護受給者24件)
「しごと応援事業」における開拓求人件数(平成27年度) 837件

◆ ワンストップ窓口やセミナー開催による就労支援（岡山県総社市）

- ハローワークやシルバー人材センター等と連携した就労、創業、社会参加等の希望を気軽に相談できるワンストップ窓口を設置するほか、「農業者育成研修」や女性限定の「創業セミナー」等の開催による就業・創業支援を実施。(※厚生労働省職業安定局「生涯現役促進地域連携事業」を活用して実施)

生涯現役支援窓口について

全国の主要なハローワーク110カ所に55歳以上の高年齢求職者の支援に取り組む「生涯現役支援窓口」を設置し、高年齢者の就労経験や就労ニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や担当職員や専門相談員から構成される「チーム」による就労支援を総合的に実施する。

<支援対象者>

▶55歳以上の高年齢求職者

※平成28年度より65歳以上の求職者の方が活躍できる求人確保の強化を図るなど、65歳以上の高年齢求職者の支援を強化

<主な支援内容>

- ▶高齢期の生活を踏まえた職業生活の再設計や年金受給者である求職者の職業生活に係る相談・援助
- ▶担当職員や専門相談員から構成される「チーム」による手厚い就労支援（キャリア・コンサルティング、担当者制による職業相談・職業紹介、就労後フォローアップなど）
- ▶高年齢求職者向けの求人開拓（特に65歳以上の求職者の方が活躍できる求人確保）
- ▶シルバー人材センターとの連携した軽易な就業等に関する情報の提供

シルバー人材センターを活用した支援

- 高齢者の就労機会の確保のため、ハローワークに加えてシルバー人材センター事業が推進されている。
- 自立相談支援事業が起点となり、ハローワークの就職支援ナビゲーターも含めたコーディネート支援が行われている例もみられる。

1. シルバー人材センターの概要

□ 臨時的かつ短期的又は軽易な就業(※)を希望する高齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供することが目的。

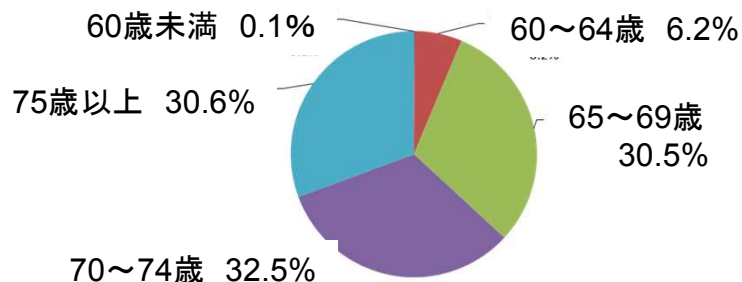
※概ね月10日以内又は1週間当たりの就業時間が概ね20時間を超えないと定義。2も参照。

□ 概ね60歳以上の健康で就業意欲のある高齢者が会員となり、シルバー人材センターとの請負契約により発注者の仕事を遂行し、センターから配分金の支払いを受ける。

□ 平成29年3月末現在1,291団体、会員数72万人。

□ 月平均就業日数は9.2日、月平均配分収入は約3.5万円(平成28年度実績)

<年齢階層別会員数(平成28年度)>



2. 最近の動向

平成28年4月から、都道府県知事が指定した場合に、シルバー人材センターが、派遣と職業紹介に限り、会員に週40時間を上限とする業務を提供することができることになった。

サービス業等の人手不足分野や育児、介護等の現役世代を支える分野で就業する機会を提供する「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」を平成27年度より実施。

- (具体例)
- ・ デイサービス施設の利用者の送迎業務
 - ・ 早朝、夕方保育業務及び周辺業務

3. 自立相談支援事業との連携事例

千葉県富津市

- 自立相談支援事業を受託している市社協内にあるシルバー人材センターを効果的に活用。
- 60歳以上ですぐにでも現金を必要としている人には早急に配分金を得ることができる単発作業を案内(貸付に頼る必要がない)。
- ハローワークの就職支援ナビゲーターによる就労支援につなぐまでの間、生活費の面や身体を慣れさせる就労準備的な役割として活用。

雇用保険の適用拡大(雇用保険法、徴収法関係)

改正の趣旨

生涯現役社会の実現の観点から、雇用者数、求職者数が増加傾向にある65歳以上の高年齢者の雇用が一層推進されるよう、雇用保険を適用する。

- ・ (役員を除く) 65歳以上の雇用者数 : H14 153万人 → H26 320万人
- ・ 65歳以上の新規求職申込件数 : H2 84,204件 → H26 431,023件 (就職件数 : H2 9,011件 → H26 74,746件)

現行の内容

- 65歳以降に雇用された者は雇用保険の適用除外
- 同一の事業主の適用事業に65歳以前から引き続いて雇用されている者 (高年齢継続被保険者) のみ、適用となり、離職して求職活動をする場合に高年齢求職者給付金 (賃金の50~80%の最大50日分) が1度だけ支給
- 64歳以上の者については、雇用保険料の徴収を免除



改正の内容【平成29年1月1日施行】

- **65歳以降に雇用された者についても、雇用保険を適用し、離職して求職活動する場合には、その都度、高年齢求職者給付金を支給** (支給要件・内容は現行のものと同様。年金と併給可。)
- さらに、**介護休業給付、教育訓練給付等についても、新たに65歳以上の者も対象とする**
- **雇用保険料の徴収免除を廃止して原則どおり徴収し、平成31年度分までの経過措置**を設ける。

※ 別途、事業主が高齢者を一定割合以上雇用した場合の助成措置等を導入。

働き方改革実行計画工程表

(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)(抄)

項目9. 高齢者の就業促進

19 継続雇用延長・定年延長の支援と高齢者のマッチング支援(その2)

【働く人の視点に立った課題】
 高齢者の7割近い方が65歳以上を超えても働きたいという希望を持っているが、「働きたいが働いていない高齢者」は65歳以上で顕著

- ・65歳を超えても働きたい高齢者：65.9% (2013年)
- ・65歳以上の就業率：22.3% (2016年)
- ・60歳以上の就業者
 847万人 (1996年) → 937万人 (2006年)
 → 1,286万人 (2016年)
- ・就業希望者が就業者と就業希望者の合計に占める割合
 60～64歳：15%、65～69歳：22%、70～74歳：27%

高齢者の希望する働き方は「非正規雇用」が7～8割。希望する月収は「10万円未満」が過半。

- ・「非正規雇用」を希望する高齢者の割合 (2015年)
 60～64歳：79%、65～69歳：80%、70～74歳：70%
- ・「10万円未満」を希望する高齢者の割合 (2015年)
 60～64歳：48%、65～69歳：58%、70～74歳：59%

「起業した者」のうち「60歳以上」の割合は大幅に増大。

- ・「60歳以上の起業した者」の割合の推移
 8% (1982年) → 14% (1992年) → 25% (2002年)
 → 32% (2012年)

高齢期に生活困窮に陥ることを防ぐため、きめ細かな就労支援が必要。

【具体的な施策】

(高齢期の生活困窮を防ぐ就労支援の強化)

- ・自治体と、ハローワーク、シルバー人材センターなど関係機関が連携した就労支援を強化する。また、生活困窮者自立支援制度におけるオーダーメイド型就労支援を強化する (生活困窮者自立支援法施行3年後(2018年)の見直しにおいて検討)。

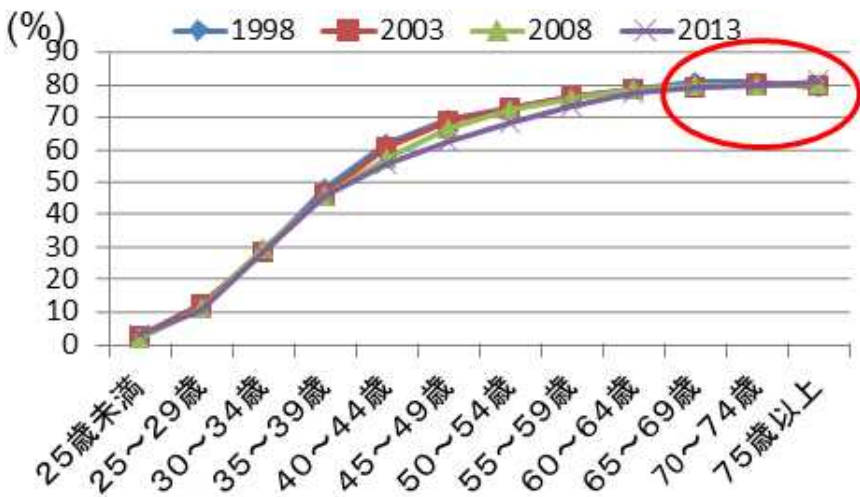
施策	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度以降	指標
高齢期の生活困窮を防ぐ就労支援の強化	検討(生活困窮者自立支援法の改正法案の提出・国会審議を含む)												将来的な継続雇用年齢等の引上げに向けた環境整備を図る。 生涯現役支援窓口を2020年までに300箇所とする。 地域の高齢者の雇用就業機会を創るネットワーク数を2020年までに100箇所とする。 希望する高齢者が就業可能とする。
	検討を踏まえた取組の実施												

高齢者の居住に関する状況①

○ 社会全体の持ち家比率は大きく変化していないが、高齢者世帯の増加に伴い、民間借家居住の高齢者世帯が増加。なお、持ち家比率は、都道府県別に大きな差がある。

1. 持ち家率の推移

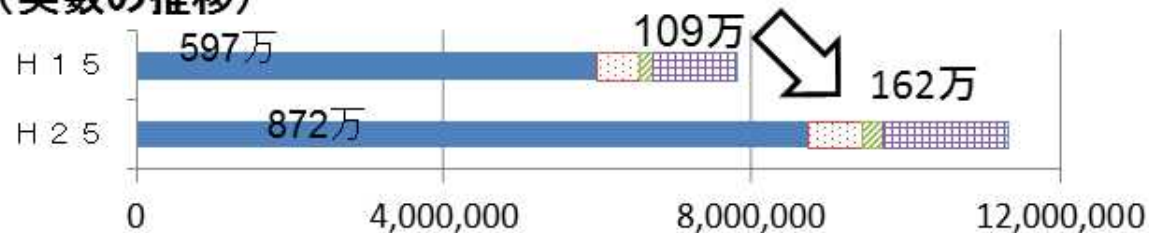
※家計を主に支える者の年齢階級別



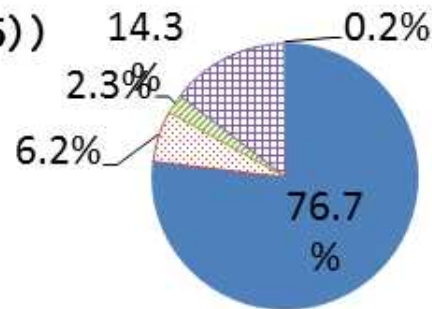
2. 高齢者世帯の居住形態

■ 持ち家 ■ 公営の借家 ■ UR・公社の借家 ■ 民営借家 ■ 給与住宅

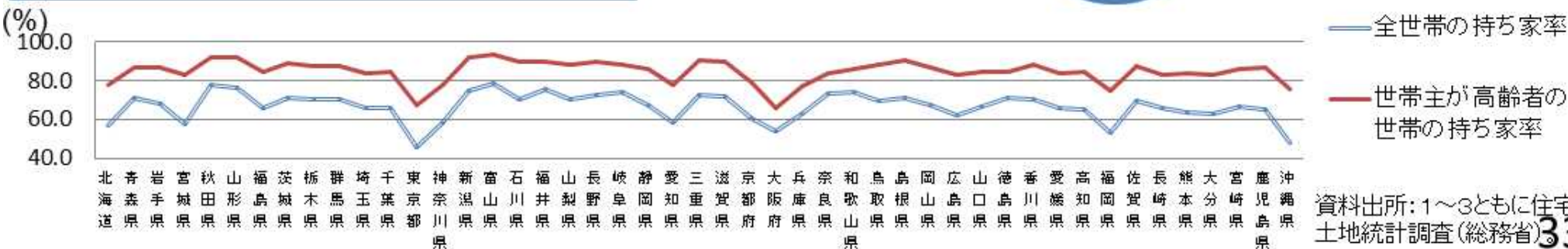
(実数の推移)



(構成比(H25))



3. 都道府県別持ち家率(平成25年)

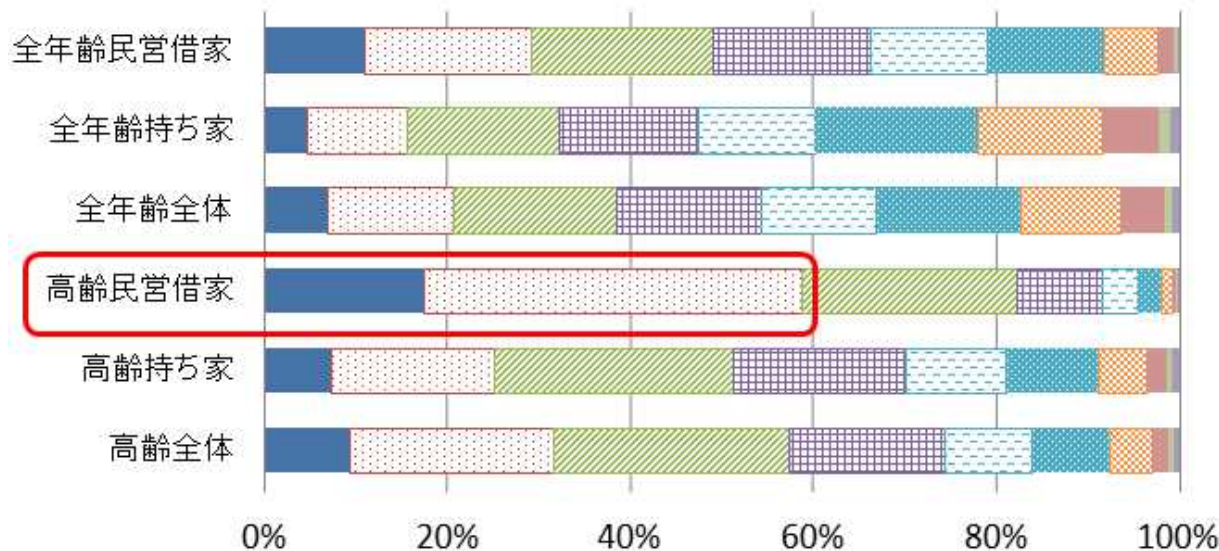


資料出所: 1~3ともに住宅・土地統計調査(総務省) 33

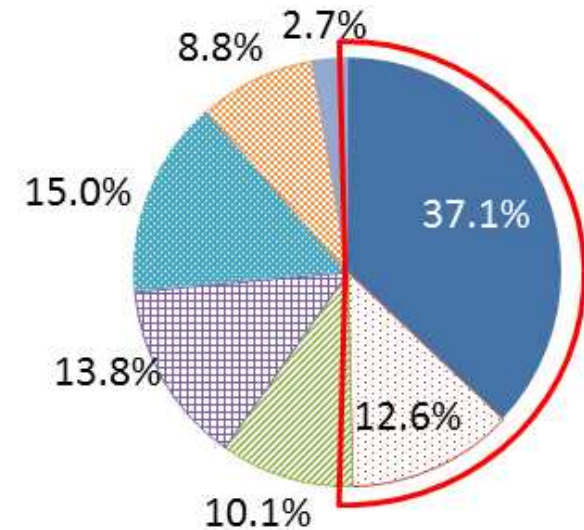
高齢者の居住に関する状況②

- 高齢で民営借家に居住している世帯は、低所得者が多い。
- 公営住宅管理戸数は平成17年度をピークに減少傾向で約216万戸(平成26年度)であり、その入居者(世帯主)のうち約半数が65歳以上。

4. 持ち家・借家の別所得階級の分布



5. 公営住宅入居者(世帯主)の年齢構成(平成26年度)

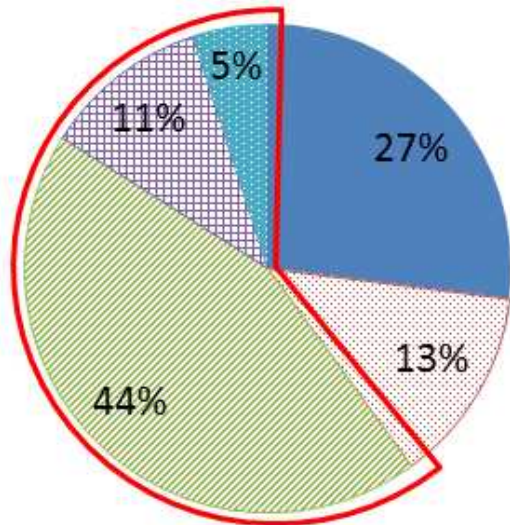


高齢者の居住に関する状況③

- 高齢者の入居に対しては、約6割の大家が拒否感を持っている。
- 連帯保証人の確保に困った経験のある人が1割弱存在。身寄りがなく経済基盤が弱い高齢者世帯等が直面している課題であると考えられる(緊急連絡先の確保についても同じ)。

6. 高齢者の入居に対する 大家の意識

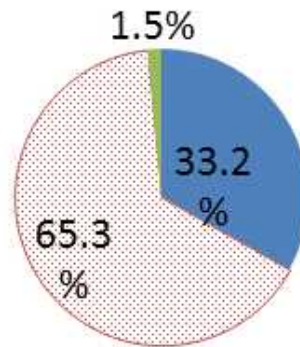
- 従前と変わらない
- ▨ 従前は拒否感があったが現在はない
- ▨ 拒否感はあるものの従前より弱くなっている
- ▨ 従前と変わらず拒否感が強い
- 従前より拒否感が強くなっている



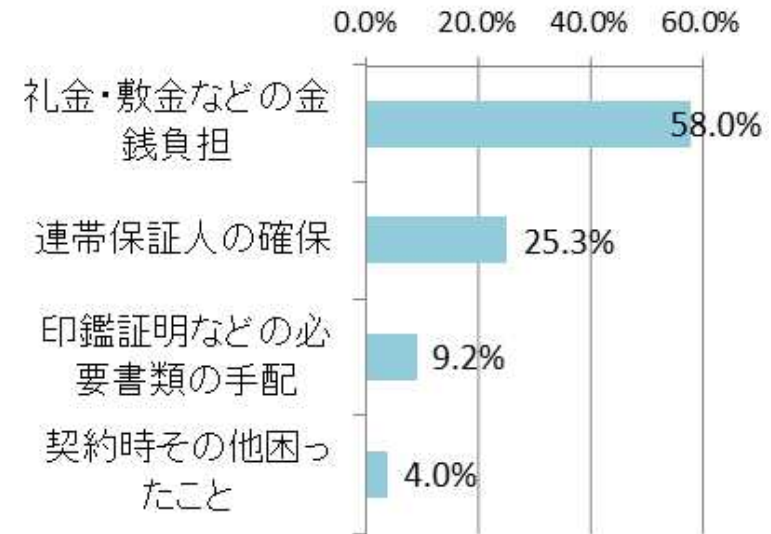
7. 連帯保証人の確保の課題(※高齢者以外も含む)

◆賃貸住宅に関して 困った経験

- あり
- ▨ なし
- 無回答



◆賃貸住宅に関して困った経験 (普通借家の入居時・複数回答)



(資料出所)6は社会資本整備審議会新たな住宅セーフティネット検討小委員会第1回(H27. 4. 19)資料3より転載。
7は平成27年度住宅市場動向調査(国土交通省)。「困った経験」は現在入居している住宅に限らない。

特にご議論いただきたい点

- 高齢期になってから生活困窮や生活保護に至ることを防ぐ観点から、その前の時期のうちに支援につながり、将来を見据えた就労支援によりできるだけ就労収入を得られるようにしておくことや、家計相談支援により家計管理ができる力を身につけておくことが重要ではないか。
- 生活に困窮する高齢者への支援のあり方をどう考えるか。

(検討の視点(例))

- 生活状況によって異なる「働いて2~3万円の収入を得たい」「なるべく多くの収入を得たい」といった多様な就労支援ニーズにどのように対応するか。
例:シルバー人材センターとの連携強化
就労準備支援事業の年齢要件のあり方
- 現役時代と異なる収入水準で生活していくための家計管理をどのように支えるか。
- 低所得高齢者の居住実態を踏まえると、どのような支援が必要となるか。
(前回の部会における議論も念頭に)